

法の言説技術論

The Discursive Techniques of Law

橋爪大三郎

社会空間の全域にわたって、一律で具体的な社会規範の体系を妥当せしめうるものであること——この点において、言説の制度としての法は、きわだっている。それでは、こうした法の効力は、言説のいかなる特殊な用法のうえに成立しているのか？ 本稿は、法の言説に関する最もすぐれた政府の業績のひとつである、H. L. A. Hart の法理学を、その母体である Wittgenstein の「言語ゲーム」論にさしもどして、(再)解釈する作業を試みよう。この作業を通じて、ルールが、ひとつの行為の現存をとらえる、言語と権力との絡みあげた最も単純な型であること、また、ルールが言語の基本的な性能——言及——のなかで重畳して、法的言説へと組みあがること、などが明らかとなる。こうしてわれわれは、法的な世界を構築するにいたる言説の制度の構造を、見きわめることができる。

1. 言説としての法
2. Hart の法理学
3. 言語ゲームとルールの概念
4. 裁判のいるゲーム
5. 法の体系
6. ルールと権力

又 献

？

1. 言説としての法

法がことばであることが、しばしば忘れられてきた。

法現象は、社会の中心的な現象のひとつであり、また、近代にはいって特有の展開をとがっている。こうした法の様相を解明する議論を用意することは、社会理論に必須の作業であるだろう。法に関する方法的な接近は、たとえば、英国古典派以来の法理学が担い、法哲学の語学派が担い、あるいはまた Durkheim, Weber らにはじまる法社会学が担っている。しかしこれら議論の多くは、その原理的な立論において、満足できるものではない。それは、法がいかなる秩序を通じてひとつの行為を拘束する規範でありうるかについての、微細な記述上の性能を有していない。そしてその理由は、これらの議論が、言説としての法に着目する固有の視点を欠いているためである、と思われる。

法がことばであるため、ことばであるとは、どのような意味であるか？

ことばは人間のあまりにもありふれた日常の営みであるので、法的な場面がことばにまごわれていることなど、さして気にとめられていないかもしれない。たしかに、裁判官は判決を申しわたし、議会

は法の条文を可決・制定し、当局は行政上の命令を下す。しかしそれは、法以外のさまざまな場面においても、ひとつひとつがことばにとりまかれ、ことばを発し、ことばによって生活しているのと同様であって、根本的な差異はない。したがって、法だけをわざわざ、ことばと結びつけて理解しようとするまでも、ないのではないか？ ——このような素朴な疑問が、当然にも抱かれよう。

人類がことばをすることによって可能となったことが、いくつかある。ことばによって、社会はその名に値するものとなり、ことばによって、ひとつの相互作用が一連の社会形象としてその姿をあらわすことが可能となった。「法」とはそのような可能性のひとつである。ことばを用いるゲームのルール(の履合)において、法を規定し、ことばと法との本質的な結びつきを明らかにすること——これが本稿の目的である。本稿の論述がすすむなかで、上記の素朴な疑問は、おのずと溶解するにちがいない。

本節では、法の考察に先立ち、法現象と関連するかぎりでの言説の基本的な性能について若干の検討を加えてみよう。

*

言及(reference)は、(言表とならんで)もっとも基本的なことばの性能である(と信憑されている)*。ことばは言及するものであり、ことばの外にあるもの、ことばではないもの、なにか非ことば的なるもの(referent)に指し示しようとする。言及にあつては、発語に支立って何らかの対象性があらかじめ確定されており、ことばは、そうした対象へと指し示することによって、言及としての効力を得るようになる(これに対して、言表(expression)の場合には、発語とともにことばの指示する対象性が出現するようになる)。)

* 言及/言表の対比は、『言語にとって何とは何か』における吾本隆明の、指示表出/自己表出の対比と、ある程度関連するものである。吾本のこの対比は、すべてのことばを「表出」としてとらえたうえで、そのうちに、逆境的につちかざるふたつの因子として、表出の「指示性」と「自己表出性」とを考えている。しかしここでいう「言及」とは、言語使用言の通念のなかで成立している、言語についての規範的な理解、すなわち、何らかの権利によって成り立っている対象に履及できる言語の性能、のことをいっている。

ことばがなにゆえ、言及という性能を発揮するのかは、言語に関する相当に本格的で突っ込んだ議論を要する。ここではその根拠を明らかにするかわりに、それが言語の基本的な性能のひとつであるという自然な信憑のもとにひとつの言語行使が営まれているという事実を確認するところから、出発しよう。それは、ことばを喋るという経験にもとづく、自然な信憑である。

この自然な信憑によれば、ことばのいみ内容は、あげてそれが言及する対象の側から供給されていることになる。この信憑は、言語の行使にともなっておおむね妥当しつづけるゆえに、いっそう組織的な思想のなかに持ちこまれてくる。こうして、西歐普遍思想に特有な、普遍主義的で規範的な言語観が明瞭な形態をとってあらわれる。

ことばの用法においては、ことば/実在世界(real world)の対合(matching)がしばしば妥当であるゆえに、この種の思想では、典型的には、ことばの通用性と世界の实在性が安直かつ無媒介に等置される。(あるいは、ことばの通用性と世界の实在性が等置されるべきだとの規範的な言語観が、無媒介に主張される。)そこで、このような発想は、ことばの多様な用法のなかに隠れている、ことばと実在とが必ずしも対合しない場合によって、(可能的に)脅かされる。実際ことばは、ときとして、「実在しない」対象に言及することができる。このようなことばの抽象性(abstractness)は、ことば/実在世界の対合に、亀裂を生じさせよう。

これに対するひとつの対処は、ことばの通用性に対応する実在を11ち11ち、実世界の側に発見して行くことである。たとえば、神のように。またもうひとつの対処は、実在世界(と信じられるもの)にあわせて、ことばの用法の一部を処断し、廃棄してしまうことである。前者は、西欧普遍思想の、形而上学の伝統をかたちづくり。後者は、Occam以来の経験論の系譜をかたちづかった。いずれも、ことばノ実在世界の対処をかたく保ちしようとする動機において、共通している*。

* 哲学上における両者の関係は錯綜しており、Hegelianismと論理実証主義のよりに正面から衝突(あるいは)あはれ、相補的に連携することもある。11ち11ちに語りにくい。しかし前者は、上述のように共通の言語観を下敷きにしている。と考えることができる。その上のありうべき両極とみるなら、11ちは「んす、きりとした理解がえられる」と言われる。

だがこうした対処では、言及作用に由来することばの抽象性を、むしろ抹消するわけにはいかなない。一群のことばが、「実在する」とされる世界の語彙表へとむかうとき、そこに言及の関係が設定され、世界の実在なるものについて語り、考えるという言語的な営為(一種のゲーム)が開始される。このとき、言及することばのシステムのなかで、用いられるもののことばは、それらにふさわしい対象の実在性を反照的に充たされてしまふ(ことがありうる)だろう。したがって、あることばを、「実在しない」対象への関説であるとして摘発するには、そのことばを含まないより小さなことばのシステムの用法に依拠しなければならぬ。しかるに、ふたつのことばのシステムの用法の差異は、たかだか相補性にすぎず、一方が他方を排除することを無条件に推測づけられないのである。

*

ことばは、ことばの用法とともにある。それは、「現実」をつくりだす過程である。言及において、ことばはことばの外にある実在に関説しようとするが、こうした「実在」は、ことばのシステムにおいて効果されているにすぎない**。この11みでは、ことばの抽象性は、ことばのシステムにつきまとうものである。ことばの用法と「実在」に即して処断しようとする試みは、厳密なものであるほど、自己撞着を招来するものとなる。

* F. de Saussure の『一般言語学講義』において示したのは、このような効果をはじめ正面から見届えて組み立てられた言語のモデルであった。彼は、このモデルを、言及の対象である実在世界とことばのシステムとを分離する、形式主義の原理の上に樹立し、そのことを通じて「構造主義」の源のひとつとなつたのである。

最初に摘発された抽象性は、実証的でない種類の対象に言及することばの抽象性、特定の形而上学の内部で実体化される対象(に関説することば)の抽象性、であった。最も典型的には、それは「神」である。さらにこれにつき従う、一連の諸概念に関説することばである。これらのことばが言及する対象は、(他のことばの場合にそうありうるように)「実在」しない。したがって、それらについては思考不能であり、これらのことばを用いた言明はいずれも非意識的である——こうした論題は、論理実証主義派によって、最も積極的に担われた。

このような摘発は、近代の初頭における、実体的形而上学の争闘から宗教的覚悟への移行のなかですでに予定されていた、と言えよう。仮にならば、その移行は、近代の真理の言説を、仮設的仮立言(hypothetical assertions)へと変化させ、手続化した経験的事実との照合をその真理規準として採用するものであったからである。こうして真理の言説は、ひとつひとつの一致した確認にもとづいて、科学を文体的規準とする。この規準は、ことばの用法を再組織することへと向かい、その経験的な照合手続きと「実在」観の取扱として、たとえば神学・形而上学的な言説(の一部)を真理

の領域から放逐しようとする。

こうして生じた変化は、しかし、同じ地続きの言説の制度のうえでの、小転換とみることはできる。実体的形而上学の言説も、その抽象性を摘発する実証的な言説も、中世以来の「言説の透明観」にもとづいている(橋爪[1984d])。あるいは、言説の「実在性」と世界の「実在性」とが同一のものである(バギダ)という現実観にたっている。この前提のもとで、ある場合にはひとは、ことばの実在にもとづいて世界の現実へ接近することをはかり、またある場合には、世界の実在に導かれてことばに純粋の機能を求める。さまの変化は、前者から後者への移行と目される。

ここで摘発される抽象性は、射影幾何学において追跡される無限遠点(ω 点)の場合と類似している。とみられよう。無限遠点(神)の存在によって、空間内の秩序は完結したものとなる(諸身体の配列が整合する)。こうして閉じていることばのシステムのなかから、追跡されたことばを見つけだし、そのことばから言及の効力を奪って、ことばのシステムを別の用法へとずらせて行くこと——これが、こうした摘発のめざすところである。

第2に見出される抽象性は、以上の摘発を支えた言語観——ことばにとって言及が最も重要な性能であり、ほとんど唯一の機能である。とする、言及の不能観;あるいは、それと関連する、言説の透明観——からずれたところまで、はじめてみとめられるものである。この抽象性とは、システムのなかにおけるあることばの抽象性ではなく、ことばのシステム全体の抽象性である。ことばは、言及とはまた異なった用法、たとえば言表をもちうるものである。この事実を承認すれば、ことばと実在世界とは対峙する(バギダ)という素朴な現実観は分解しよう。そこから、ことばと実在世界とを別個の秩序として承認し、両者の相互関係やことばの言及機能の成立条件を考究する、という試みや、あるいはさらにラディカルに、ことばのシステム以外に一切の「実在的なもの」の成立を考へ(られ)ないとする議論が、湧出してくる。

後期のWittgensteinが、〈私は歯が痛い〉という陳述を例にあげて、それがいかなる11みでも言及としての性能を持つとは考えられぬ、と論じたとき、伝統的な「言説の透明観」からの明瞭な踏みこたはかられている。上の陳述に関しては、近代哲学の正統で古典的な原理である、批判的な学の規準を、適用することができない。〈歯痛〉は、上のことばの行儀において存在する。むしろこれは、ことばの用法それ自体のことばと言ってもよい。〈歯痛〉は、ことばとともに登場し、ことばのシステムとともに可能になる、ゲームの一部なのである。こうしたことばのシステムは、それ自体(だけ)を根拠に、まさにわれわれをまきこんでここに「存在」している。このような事態を立論するため、Wittgensteinは、彼独自に「言語ゲーム」論の文庫を編みださなければならなかった。

彼の哲学上の転換は、重要な徴候である。「言語ゲーム」の名称のもとに所在を確認されたことばのシステムは、もはや実在世界のまへの透明な輝きではなく、それ独自の根拠をもち、固有の存在の準位を保つ。この事情の直接的な帰結は、このようなことばのシステム(の存在)に言及する、ことばの一群があらわれることである。Russellの階型理論は、消極的な仕方ではあるが、こうした様相の一端を明示した。階型理論はしかし、伝統的な言語観から自由でないため、言及することばのシステムと言及されることばのシステムとを線型(linear)に配列するばかりで、双方のことばのシステムの関係をはかることができなかった。実相は、メタ層級にたつことばのシステムが観型につらなるというよりも、ただひとつのことばのシステムが存するもので、その内部で複雑な相互言及の網がはられるにすぎないのである。

上述の事情の間接的な帰結は、ことばのシステムに外在する、実在世界——経験主義的な実証の取

視——の観念の、解体である*。この結果、ことばのシステムは、根拠に「なぞ」とめられることなく、浮遊する抽象的な、形式の滑りまに異ならなくなる。もっともこのような否定的な把握は、伝統的な現実観に立脚するものであって、ことばのシステムに積極的に内在する新たな立場からすれば、事態はかつてないほど直截にとらえられるものである。すなわち、ことばのシステムだけが自体的に存してあり、実在も、根拠も、……とこにおいこのみ話題となることができるだけである。——

* 「生活世界 (Lebenswelt)」の観念を提出するにいたった、現象学的努力、あるいは科学論的的努力は、この解体を裏側から抽出するもの、とみることができる。

言及は、ことばのシステムとともにある。「言及されるものが、ことばとは別個に、直接につかまれる」ということは、ない。ことばのシステムは、その用法において説明すべきものである。この説明の作業は、日常言語学派によって、うむことなく繰りかえされている。

日常言語学派の言語分析は、ことばのシステムをストレートに考察の対象とするという点で、正当な哲学的努力であるようにみえる。しかしそれは、Wittgenstein の「言語ゲーム」論が試みたラディカルな問題設定を、ことさらに見のがしている、と云うべきだろう。言語分析においては、分析される言語と分析する言語との厳格的な分離が暗黙のうちに前提されており、両者が分離しえないところから生ずる「言語ゲーム」論の文法の苛酷な緊張を、とどめていない。

ことばのシステムが存する。このことは、(ことばのシステムの内部では)疑いようがない。(蓋し、疑いとは、ことばのシステムの発揮する性能のひとつにはかならない。) ことばのシステムの存することは、このいみで、端始的な事実性である。

それでは、ことばのシステム(ないし言語)が存するという事実性は、世界のなかでいかなる含意を有するか? 言語の世界に介入することによって、言語の介入する以前の世界において不在であったものか、なにかはじめから与えられるとすれば、それは言語とい自体の擁護する形式性、あるいは「現象」にほかならない、と云えよう。とれゆえ、ことばのシステムを露呈させるという作業は、<現象>を考察する社会学的課題とともにある**。

** ことばのシステムは、端始的な事実性として存しており、とい自身において根拠を有している。それは、その性能、たとえ言及作用に根拠を求めよとの必要はない、完結した形式体系である。しかしそのいみは、自らがかくかくの形式体系であること、ア priori に要請された何らかの形式体系の現実に即することを論証するというかたちで、自他に示してみせるという必要もない。この種の論証は、端始的な事実性に突いた現象を根拠として要求していることになる。Russell-Hilbert 流の問題構成には、形式的な体系に自己言及をさせる(させない)という、この論証の動機がかくされている、とみえよう。

*

言及という言語の性能によつて、言語と世界とを、対峙するふたつの秩序にひき裂かざることは、できない——この洞察に、「言語ゲーム」論のもっとも基本的な定礎がおかれています**。

*** 法的言説に注目しながら法現象を解明しようとする試みも、Hart 以前にみられないわけではない。ただそれらが、一概に陥る困難とは、「言語ゲーム」の観念をふまえておらず、従って旧来の言語観の圏内で転写するため、法的言説と法とい自体との関係を適切に立論できなくなることである。現象としてみたとき、法的言説は法に言及している。法に関する言及がいろいろとあるなら、言及する法的言説とはなれて、法とい自体なるものが実在することになってしまう。しかしこれは、上述の言語観の与える鑑覚にほかならない。

法実証主義の法的言説理解は、これとは逆に、法的言説の外に法自体を想定しないことはもちろんだ、法的言説のものも法とはみなさない。法的言説の予測(学習)のなかに、法の作用をみとめる、という極端である。しかしこの想定を支える言語観も、上述のものを踏みだしてはいない。

言語は世界と分離できず、言語もまた世界をかたちづくる。言語がとい自体の実在性と、言語のなかに(とれゆえ世界のなかに)紡ぎだすレヴェルを、遂行的 (performative) とよぶ。言語は、ひとびとの遂行的な行為において、実在する。

こうした遂行的な実在性は、言語に限ることなく、人間の行為一般の特性である。われわれの社会は、これら実在的な行為秩序——ルール——の多様な総体によつて、組みあがっている。

社会理論の当面の目的は、社会の実態であるその規範的な構造 (normative structure) を、ルールの多様な複合として剔出し、記述することにある。法は、このような規範的な構造の骨格的な部分のひとつであるが、本義におけるわれわれの関心は、法をば、ルールとしての社会の本性に言及的にかかわる言説の装置、として理解することである。

2. Hart の法理学

H. L. A. Hart (1907-) の法理学 (jurisprudence) は、英米系の法哲学・法理学・法解釈学にあつては、すでに最重要な、古典としての地位を確立している。その主要著、『法の概念 (The Concept of Law)』(1961) は、「言語ゲーム」的なルールの概念に依拠し、従来の法理学の通説を真正面から批判している点で、きわめて注目に値する。

Hart の結論的な主張によるならば、「法とは、1 次ルールと 2 次ルールとの結合である」*。これは明快な法の定式化であり、法的言説を考察してゆく場合に、まず参照すべき出発点として利用できるであろう。しかしこの所説は、Wittgenstein の「言語ゲーム」論との繋がりがよく押さえられていないこと、さらに、肝腎の「言語ゲーム」論自体が、よい註解が少ないためであつて、正当に派生していないこと、存のため、十分に理解されることがなく、つねに誤解に晒されてきた、と私には思われる。そこで、Hart の所説を、とりわけ「言語ゲーム」論との結びつきにおいて詳解するという作業が、いまだひと必要である。

* 「1 次ルール」、「2 次ルール」とは Hart 特有の用語。さらにはここにいう「結合」のいみするところは、以下で順に説明していくとする。

*

Hart が『法の概念』で批判の対象としたのは、2 つの古典的な理論であつた。その第 1 は、法の威嚇理論と称すべきものであつて、John Austin (1790-1859) によつて唱えられた学説をその典型とする**。この理論は、法を、威嚇を背景とした命令 (orders backed by threat) をモデルにして、理解しようとする。その第 2 は、法の道徳理論と称すべきものであつて、第 1 のものより起源が古く、中世以来のスコラの自然法論にさかのぼることができる。この理論は、法を、道徳のものではないにしても、なにか道徳と類似のものとしてとらえようとする傾向がある。

** Austin は、Bentham の影響のもとに、分析法理学 (analytical jurisprudence) を創始したことで知られる。なお『法の概念』には、20 世紀の言語哲学 John L. Austin に関する言及も取見されるので、混同なきよう注意されたい。

Hartによれば、これら両様の古典理論は、いずれも満足すべきものでない。法がいかなるものであるかという真相は、その中間にある。すなわち、法を法たらしめている、その規範的な性格は、(i)法の外にあり、規範とは異なる、何かより直接的な実体的な社会関係——威嚇や強制——に還元してしまうこともできなければ、(ii)法よりも一層基本的であるかもしれないが、不定形であって、法との関係も明らかとは言えない別種の規範——道徳(morality)——に還元してしまうことも、できないのである。

Hartは従前の独自の所説を、いっから積極的に展開するかわりに、上述の2つの古典理論に対する反駁のかたちを展開している。特に重視されているのが、Austin流の法の威嚇理論であり、『法の概念』の前半部がこれに対する批判にあてられているほか、他の箇所でもつねに対抗反駁として念頭におかれている。こうした議論の展開は、熟慮のすえのことと思われるが、一長一短があると言えようかと思う。一長ではたしかに、読者には周知であるところの、伝統的な通説に、大胆にも批判的に関説することにより、Hartは自らの所説をこれまでの議論との異同においてもっとも印象的に呈示できることになる。これは、通説に通じている読者にとっては、明白な利点であろう。だがもう一方では、通説に替えてHartが提示しようとしている、新たな法のモデルが、かならずしもまとめてのべられてはいないために、議論の種味が見難くなっている。読者は、反駁のための立論をつなぎあわせて、Hartの法理論を再構成することを強えられる。しかもHartの発想は、通説に対する異議と反駁のなかから生まれきたのではない(むしろ、「言語ゲーム」論に由来する発想が、彼を通説への批判にみちびいた)とみられるだけに、この再構成はさほど容易なものではない。

本稿でわたしは展開するのは、このような再構成の試み(のひとつ)である。これは、ある解釈にすぎないのかもしれない。Hartのテキストは、いく通りかの解釈を許容するほどに、多義的ではある。しかし、そうであるにしても、わたしの再構成は、他の解釈と十二分に拮抗しうるものであろう。それは、Hartのテキストのどの部分とも整合する(矛盾しない)ばかりか、これらどの解釈が与えたものよりも一貫した理解を与える。

*

Hartの論述は、一見錯綜しているが、その発想を掴むことのできさえすれば、それほど複雑ではない。わたしは、Hartの発想を掴むため、古典理論にとこまでも批判的に関説しようとする『法の概念』の筋立てにはいささかも傾きせず、あえて自在な再構成を試みよう。そのための糸口は、どこであってもよいのだが——そう、Hartが法の妥当性(validity)を論ずる部分(Hart[1961:97-107=1976:109-120])から手はじめに検討することにする。法の妥当性をめぐる議論には、法と言説の結びつきに関するHartの洞察が、明瞭にあらわれているからであり、また、法現象を一連の「言語ゲーム」とみる彼の着眼が、よく伺えるからである。

法が可視的(visible)である(ない)、ということ、Hartはきわめて重視する(ように私には思われてならない)*。これは、法(もしくは法的ルール)の体系の「存在」についてHartが思索をめぐらしている箇所(Hart[1961:113=1976:126])からも、推測できる。

* 「可視的」というのは、さしあたり私の用語である(→橋爪[1984f])。こゝでいう、「観察可能(observable)」とよばれていることに、いちおう相当する。しかし、「観察可能」と言えば、それは当然にも、ある対象(object)をその外から眺める主体(subject)の視線を、予想させよう。すぐあとにものべるように、Hartが最も反対したのは、法がこのように「観察可能」であるとする、常識的な想定であった。法

はしばしば内から眺められるのであり、また内から言及されるのである。実はこの言及が、法に複雑な仕組をもちこむ。言及が成立するためには、(法的)言説は、それが関説する法から外在しなければならぬが、法的言説は、法の過程を遂行し法を生きる人々によつて、内から担われている。Hartこそ、言説の介在によって法の様相がどのような根本的な規定を被るかについて、最も明敏な考察を加えた最初のひとであつた。このような理由で、Hartは「言語ゲーム」論と遭遇したものであるが、この議論においては、畢竟の「観察可能性」のような概念は、単純には成立しない。そこでわたしは、法が、法の過程にある人によつて、言わば内から主題化される仕組を、Hartにかわって、「可視的」と表現してみたのである。

法の可視性と法の存在(existence)とは、きわめて微妙なずれをみせるはずである。なるほどたしかに、何らかの法(ないしは法的ルール)が存在すればこそ、その法は可視的となるのである。しかし、可視的となった法(あるいは、法の可視的である部分)が、法のすべてであるわけではない。法はその背後に、不可視な実体を隠している。また、可視的となった法(あるいは可視的なルール)のみあたらないからといって、そこにはまったく法的なるもの(法的ルール、ないしは何らかの規範的な構造(normative structure))が存在しないわけではないのである。

法は、いかなる場合に、可視的となるか?

法(ないしは法的ルール(legal rules))は、法であるとして言及されたとき、可視的となる。可視的となった法は、法的ルールとそれ自体ではなく、(法的ルールに関説する)言説にはかならない。

法(法的ルール)は、このように可視的となることで、はじめに明瞭な社会現象としての可視性を付与され、一連の操作可能性に服しはじめる*。法的ルールに言及する言説を通じてそれに操作を及ぼす手続きが、それ自体、何らかのルールに服する場合に、Hartはとりわけ注目する。そうした場合こそ、われわれが法的世界(legal world)とみなすところのものであり、法的言説を発見できる場合であるから。このような洞察のうちに、Hartは彼の法理学を組み立てている。

* このような操作可能性としてHartがあげているのは、後出のよう、承認・変更・裁定の3つである。

*

Hartの法理学の基本は、(発達した)法、ないし法のシステムをば、1次ルール(primary rules)と2次ルール(secondary rules)との結合、とみなすところにある。これはHart自身による自説の要約であるが(Hart[1961:79=1976:90])、他の誰か試みるとしても、これ以外には考えられないであろう。実際、Hartのこの紹介も、この通りの文言を掲げて、彼の所説の核心であるとしている。たしかにそれに、異議はない。だが問題は、それが正しく理解されるか否かである。Hartの名において有名なこの定式は、じつはなかなか理解しにくいものであり、むしろほほ例外なく誤解されてきたのではないかとさえ信じられる。

1次ルールとは何か? 内容的には、それは義務ルール(rules of obligation)である、と言えよう。2次ルールとは何か? 同じくそれは、承認ルール(rules of recognition)、変更のルール(rules of change)、裁定のルール(rules of adjudication)、の3種であることと述べられよう。たしかにHartは、このように書いている。そこでひとびとは、1次ルール/2次ルールを、なにか実在的なルール分類原理だ、と考えはじめてしまう。なるほど、ルールには、1次ルールと2次ルールとの2種類のルールがあるのだ、それらが結合するときに、(発達した)法のシステムが出現するのだ、と。

もしHartの議論がこのようなものであるとしたら、それは事実の平板な上塗りではしかない。彼の本意は、まったく別のところにあることを、気付くべきである。

1次ルール、2次ルールなるものがまずあって、しかるのちに両者の結合が生じる、と考えてしまつたら、Hart の議論は住みかたに成ってしまう。1次ルール/2次ルールの別を、実体的に理解したのでは、両者の結合(union)は機械的で偶有的なものたるをえなない。

とうていなく、結合それ自体が、1次ルール/2次ルールをつくりだすのである。ここでいう結合とは、本稿の用語で言うならば、言及の関係であり、法が可視的となる過程である。ルールは、言及される場合に、1次ルールなのであり、言及する側にある場合に、2次ルールなのである。この二つのルールは、相互に外在するわけではない。1次ルールは2次ルールめなかへ再生し、賦活されるのであり、両者は複合的に合体して存在する。こうして Hart の主張は、つぎのような構図のもとに理解できるだろう(〈図1〉)。

言及される1次ルールは、それ自身、社会生活の現実的な構造も与えるルールである。ただしその現実性は、端的に遂行的(performative)なものであって、言及とはなれどは可視的でない。

1次ルールとは、言及が関与する対象である何らかのルールが、(現

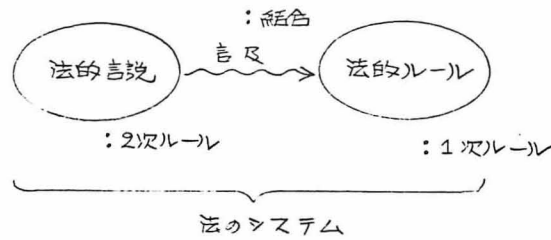
に、あるいは可能的に)その言及とはなれども、それ自体がルールとして自存できるという稜相に注目して、そのルールに与えられた規定である。二のようなものとしての1次ルールは、それに外から言及する言説(すなわち、その言説を包みこむ2次ルール)なしでも、ルールとしての効力に支障を及ぼすものではない。また、それに2次ルールが附加された場合でも、本質的な変化を被らない。

2次ルールは、1次ルールの外から、1次ルールに言及し、1次ルールを可視的にする。2次ルールもたしかに、それ自身ひとつのルールではある。しかしそれは、1次ルールなしでは、2次ルールとして存することができない。2次ルールは、それ自身言及する下位のルール(1次ルール)を、欠くことのできない構成素とする。

法的ルールの存立の様態には、以上のような Hart の構図にもとづくならば、2通りの場合があることになる。ひとつは、1次ルールのみが存し、1次ルールに言及するいかなる2次ルールも存しない場合。もうひとつは、1次ルールとそれに言及する2次ルールとが結合して存する場合。後者においては、法が可視的となっており、いわば社会によって法が意識されている。前者から後者への移行を想定すれば、それは、一種の発達(複雑化)であって、法以前の法世界(pre-legal world)から法的世界への移行とみなしうる。

以上のように Hart が主張するとき、彼はさらに3次ルール、……といった高次ルールについて考えておくべきだったのであるか? 1次ルール/2次ルールの区別しかもうけていない『法の概念』の議論は、十分に複雑なわれわれの法的世界にたち向かうにしては、あまりにもささやかな単純な道具だてではなないだろうか? — このような疑問は、しばしばみこりうる。だがそれは、1次ルール/2次ルールをそれぞれ実体視してしまうところから生じるものだ。Hart が1次ルール/2次ルールの区別しかもうけていないことは、もっと積極的に評価すべきである。彼は、法が可視的となり複合的なものとなっていく、もっとも基本的なロジックを抽出することに主眼を置いている。承認、変更、裁定、といった、法的な機能を要し、時として他を下属させて垂直的に重なり合

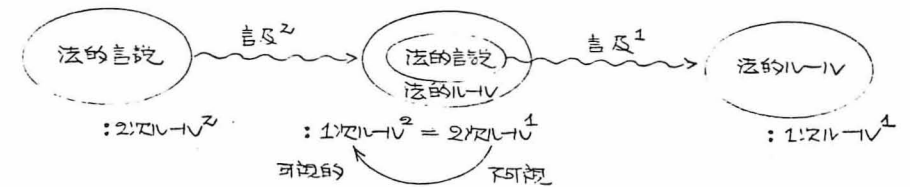
〈図1〉



連の過程を、一括して2次ルールと規定したこと、これらに同型の実質——法の言説技術——をみこつたうえでの、大胆な抽象の結果である。Hart の洞察は、多様な法的機能の基礎に、法的言説をめぐるルールの成立を見出した点にある。

Hart の主張を洞察とよぶ所以は、2次ルール自身はつねに不可視のままであるからである。2次ルールは、1次ルールを可視的とするけれども、自らを可視的とするわけではない。2次ルールを可視的にしようとするれば、2次ルールに言及する法的言説を用意するほかはない、しかし、その場合にも再び同じ構図が出現するだけである。はじめの2次ルールは、いまや1次ルールとしての資格で言及されており、その外に、新たな2次ルールが出現している、そして、この2次ルールは、かつての2次ルールを可視的とするかもしれないにせよ、自らを可視的とすることはできない(〈図2〉)。

〈図2〉



このように、2次ルールはかならず、そのルール自体としては1次ルールであり、不可視であるという準位をもつ。法のシステムが、1次ルールと2次ルールとの結合にほかならぬのだとすれば、法のシステムを構成するルールのすべてが、当該の法システムにおいて効力ある言説のなかで、明らかとなることはできない。それらは、法のシステムのさらに外から言及する、たとえば Hart の法理学のなかで、明らかとなる以外にないのである。

Hart の学説は、順次に吟味してゆくならば、きわめて首尾一貫した法の描像を与える。それは、決して難解でない。ただし、こうした読みとよむ作業にあたっては、Hart が着想の源泉とし、その法モデルの下敷きともしている、Wittgenstein の『言語ゲーム』論への目配りを、欠くことのできないであろう。

3. 言語ゲームとルールの概念

Wittgenstein によれば、われわれ人間の社会生活は、『言語ゲーム』の渦巻きのようなものであるらしい。

すべてが『言語ゲーム』であるという事態は、逆に困惑の源泉でありうる。なぜならば、『言語ゲーム』の渦巻きは、その外を許容しないからである。『言語ゲーム』なるものを一望におさめるようなハースペクティブは、存在できない。伝統的には、このようなハースペクティブに位置することが、発言を正当化する権利であったのに、である。ここから、Wittgenstein の悲観がはじまる。『言語ゲーム』について、客観的な立言を試みたり、理論的な説明を企てたりする、古典的な知的態度は一切無益である—— Wittgenstein は、『言語ゲーム』にまつわる殆どすべての問題を考え抜いたこの果てに、このようにおもひ定める。

Wittgenstein は、こうして、『言語ゲーム』についてこのまとまった論述をのこすことを、ついにしなかった(できなかった)。Wittgenstein 以上に徹底して『言語ゲーム』について考え抜く人物

が現われるのであるうとは、到底考えられぬが、だとすると、われわれは Wittgensteinと同様、
‘言語ゲーム’については悲観的な沈黙を守るしかないのであるか？

わたしは、‘言語ゲーム’に関する理論的な解明の試みか、はじめからすべて無効を宣せられる、
とは考えない。本稿も、そうした考えから、‘言語ゲーム’論を構想し、それを、社会理論上の巻軸
——言説の制度論——へと接続させることを試みている。このような企図が、Wittgensteinの悲観
にもかかわらず、可能であるといえる根拠を、明らかにせねばなるまい。

Wittgensteinの‘言語ゲーム’論は、言説の事実性(factuality)、言説の遂行的な様相に、は
じめて濃密な描像を与え、西欧の伝統的な哲学的構えに対して絶大な異化作用を發揮した。それは、
言説の透明観を破壊し、思考やそのほかの人間の営為をのこらず、たんに言説(の用法)に相関的
(discourse(-usage)-relative)な形式のたわむれ——ゲーム——へと還元してしまっただけである。
思惟の自律性、理念の自律性、事実の自律性、真理の自律性を語る(ことのできると信ずる)ことに
は、もはやほとんどいみはない。なにごとかを語りあう(聞きあう)ことは、言説の用法(あるいは
制度)のうえでだけ、可能なのである。Wittgensteinのこうしたオリジナルな議論に感嘆を、
「正統」的な視‘言語ゲーム’論者の目からみれば、「‘言語ゲーム’をモデルとして社会理論を構想す
る」など、転倒もはなはだしい、まことにけしからぬ試みとしか、言いようがないに違いない。

実際、Wittgensteinの文体は、彼らしく簡潔なまことに徹底している。彼は、‘言語ゲーム’に
ついての理論(あるいは体系的言説)を構築するかわりに、彼の言説自身をまさに‘言語ゲーム’
として遺した。こうして彼は、‘言語ゲーム’についての理論が不可能であることも、示したのであ
る。彼は生前、‘言語ゲーム’について、ただ1冊の著述はおろか、ただ1篇の論文すらも公表する
ことがなかった(できなかった)。今日われわれの手にするものは、彼の遺稿を整理したものである
が、それも、断片的な自問自答の集積にすぎない。Wittgensteinが、‘言語ゲーム’論を確定し
たテキストの形にまとめることはできない、と道徳していたことは明らかである*。

* Wittgensteinの一種変わった生涯については、多くの伝記的著述が寄せられているので、すでによく知られて
いる。通常といは、『論理哲学論考』を頂点とする前期と、未完の『哲学探究』によって代表される後期
とに、区別される。(隠棲からの復帰後、数学研究へ向かった時期を、とくに中期として注目する場合も
ある。)前期が構築者の意志によって貫かれていたとするなら、後期は異なっている。後期のWittgenstein
は、あまりにも大きな構築者の意志を抱いたかあるいは構築を絶望したか、……本心にもほつきりなかつた
のではなからうか。彼のノートは、講義のなかでも繰り返しあらわれる、彼にとりついて離れない疑問のかず
かずをめぐり、試行錯誤の羅列におよび、びしりと埋めつくされている。これらの手稿は受講者のあつたで
回覧され、謄写されて、11冊の範囲ではあつたが、まわめを強烈な影響をのこしたのである。

Wittgensteinの極端な態度は、数学研究の場合にも、とて見易い。数学基礎論における彼の立
場は、厳密有限主義とよばれるべきものである。この立場は、現前しない数学的対象(無限はもちろ
んのこと、十分に大きな有限数)をみとめない。従って、数学的帰納法や無限集合論をみとめない、と
いうものである。まわめて一貫してはいるが、既存の数学に対してあまりにも破壊的に作用するので、
ほとんど道題旨がないという、徹底した立場であった。この立場では、およそ理念的な対象を定立
して議論をはじめることが、無意味であり、不可能となる。Platon以来の観念論に対する、最大の
批判と言えよう。

数学における厳密有限主義を、数学以外の領域にも推しひろげれば、容易に、事象全般に対する記
述的態度に転ずることができるといえる。後期の‘言語ゲーム’論も、このようなものだとみることができると

である*。記述的態度は、(理念的に構成された説明項に訴えない、といういみで)すでにして、
理論的態度の対極にある。それに加えて、Wittgensteinの場合には、記述は記述者のみである
言説と相関的であるとみられていたから、事態の「客観的な記述」の成立可能性すら、素朴には信
じられていない。こうして、彼のオリジナルな‘言語ゲーム’論が、理論的営為とまったく相容れな
いものであったのは、明らかである。

* このような理由から、いわゆる中期のWittgensteinに他の時期と区別される独自の展開があつたと
する一部の論者には、にわかには信じがたい。その時期は、‘言語ゲーム’論を完成させていた。前記的
な段階として、さしあたりいみがある。

たしかに人間は、‘言語ゲーム’論からするならば、つねに何らかのゲームとともに遂行的(per-
formative)に活動してあるしかない生きものである。しかし、この事態を承認するとしても、だか
らといってただちに、(‘言語ゲーム’に関する)すべての理論的態度を放棄してしまう必要はないよ
うに思われる。たとえばHartの法理学などは、‘言語ゲーム’と法の理論的解明とを結びつけた業績
として、無視することのできないものである。ここでHartの方法的立場を100%弁護するつもり
はないが、「正統」派‘言語ゲーム’論者のありうべき非難をよくよく心にとめたうえで、なかつ
ぎのような理由から、Wittgensteinの悲観をわれわれが共有することはないのでないか、と考
えてみることはできる。

まず第1に、Wittgensteinは、いくつかの言語ゲームが複合するところから成り立つ、複言語ゲー
ム状況(the complex situation of multiple language games)について、十分に考慮をほら
っているとは思えないこと**。ところが、こうした複言語ゲーム状況を、Hartが法現象の基礎に
みてとったものである。複言語ゲーム状況においては、ひとつがゲームに内属するとしても、その仕入
は単純でなく、Wittgensteinが必ずしも考察しなかつたようないろいろの問題が生ずる。こうした、
議論の二されたケースについて、多角的な考察を加えるということは、悪くはないことではなからう
か。

** たとえば、審判のいるゲームなどは、もっとも単純な複言語ゲームのひとつである。審判は、ゲームに直接
加わらないので、その限りでは居ないも同じである。しかし、ゲームは審判を無視して展開するわけでは
なく、重要な局面では審判に依存するのである。われわれの社会は、数多くの‘言語ゲーム’から成り立っ
ているとすれば、これらのゲームは互いに無関係ではなく、相当にこみ合った複言語ゲーム状況を呈
しているであろう。Wittgensteinは、複言語ゲーム状況の存在については十分気がついていたと思われ
るか、主題的な検討をのこしていない。

第2には、複言語ゲームの一種として、ゲームに言及するというゲームが可能であり、その試みの
延長上に、‘言語ゲーム’を客観的に論ずるという理論的営為を位置すると思われるが、そのような
可能性と無条件に斥ける根拠を、Wittgensteinの著作のなかにあぐさま発見できるような思われ
ないこと。Wittgensteinの構想をおりわれわれの活動すべてが‘言語ゲーム’であるということな
らば、当然、‘言語ゲーム’のことなど要にも知らないで対象の研究に没入している、さまざまな科
学の営みや、理論的態度も、‘言語ゲーム’であることになる。そして、‘言語ゲーム’はその根
拠を、遂行之の自律性の内にもつ、とされた。とすれば、科学的・理論的営為を、その外から攻撃して、
根拠を奪うことはできないのではなからうか***。‘言語ゲーム’に関する理論的考察の試みも、同様に
‘言語ゲーム’(複言語ゲームの一種)としての資格において、その権限を保護すべきであること
になる。

*** もっとも、通常の科学や理論研究は、その実証性や現実妥当性によって自らを維持している(根拠づけられている)と自覚しているのだから、決して「自分は『言語ゲーム』の一種だから……」などと自覚しているわけではない。Wittgensteinが倒れたのは、二種の錯誤であるともみられる。自分の根拠と現実妥当性ではなく、「自分が『言語ゲーム』であること」に頼っている理論的営為など、もはや「理論」の名に値しない、とも言えよう。したがって、『言語ゲーム』としての資格を存在を認められた理論に、『言語ゲーム』についての実証的研究の権利が主張できるかどうかは、微妙な問題である。

Wittgensteinは、『言語ゲーム』についての理論など成立せず、そのような試みは何の意味ももたないことを、繰り返し強調した。彼の著述の文体そのものもまた、あきらかにその判断を示している。もしもすべてが『言語ゲーム』であるのなら、『言語ゲーム』について語ることもまたひとつの『言語ゲーム』であるにちがいない。したがって、一般に『言語ゲーム』なるものについて「客観的に」語る、などということは、明白な矛盾である。仮せなら、いかなる『言語ゲーム』に対しても外に立ち、『言語ゲーム』の総体を客観化する位置も、なんびとも占めることはできないから——このように、Wittgensteinは暗黙のうちに見え、と思われる。

すべての『言語ゲーム』に言及するというシチュエーションには、Wittgensteinも指摘するようだが、たしかに無理がある。しかし、ある特定の『言語ゲーム』に客観的に言及することは、無理ではない。法の領域は、『言語ゲーム』の総体ではなく、その外に浮かびあがる特定の『言語ゲーム』(の一環)である。Hartは彼の法理学を、このように特定の『言語ゲーム』に、分析的に言及する試みとして確立している。法自身が、複言語ゲームであり、また、彼の法理学も、複言語ゲームである。Hartの法理学においては、Wittgensteinがその存在根拠を奪っておらず、またそれについて十分考えたわけでもない、複言語ゲーム状況が、継続に考察されているのだ。

*

われわれは、複言語ゲーム状況に関心を集中させることに戻るが、そのまえにとりあえず、『言語ゲーム』に関して、一般的な理解を深めておく必要がある。

『言語ゲーム』については、内外を問わず、長い注解がまったく乏しいため、種々の誤解が流布されている。Wittgensteinを「解説」しよう、という悠長な態度がいけないのだ。彼が、渾身の力をこめて、裂帛の気合をこめて、ひとつの遂行(performance)として彼の言葉を刻みつけていったあとを、それに匹敵する緊張のないのをほじる気もない手合がついていったからといって、何か拾えるというのか。

われわれがこれから試みるのは、『言語ゲーム』論の要約的理解である。実はこれは、奇跡で自然な試みではある。なぜならば、Wittgensteinの所説は、それを要約を拒むところに本領があるのだからだ。にわかかわらず、以下の要約にも、何はかかの価値があるとは、考えられよう。それを弁証するのは容易でないが、私には、『言語ゲーム』論といえども、觀念論の余地を全く排除しうるものではないだろう、という予測がある。厳密有限主義が、それ自体は受けた立場でありながら、数学的反論理念の手前までとどまるように、すべてが『言語ゲーム』であるというfactualな議論も、社会の懸念する「理性性」の手前までとどまるであろう、と思われるのである。

『哲学探究(Philosophische Untersuchungen)』その他の遺稿をめぐってしている数々の断片は、決して通常のテキストのように、一語一句に拘泥して読まれてはならない。それらは、時に自問し、時に反問し、時に断言し、時に否定し、斥けあひ、ひしめきあって、複々ない織物を織りあげるため、投げだされた、1本1本の糸くずなのだ。あるいは、それらは、およそ不確かなものの上に

構築された知の体系から、その住人たちをおびきだすため、彼らの身振りごとさらぎこちなく真似て歩く。ときには深刻な、ときには滑稽な、Wittgensteinのひとつひとつのふるまい——演劇的で戦略的なふるまい——なのだ。あるいは、それらは、十分に緊張した思考がどこを高速で一巡するとき、その積分的な効果において、彼の隠された起キースト——『言語ゲーム』の総体についての語法的記述——を出現させる、ひとつひとつの仕組まれた隙間スリットなのだ。そこには、複々ない文字ではありと、次のように書かれてある(L.橋爪[1980][1983b][1984f])。

- ① われわれの尊指言動はつねに、すでに何らかの『言語ゲーム』である。われわれの営みである社会とは、このような数知れぬ『言語ゲーム』の渦巻きである。『言語ゲーム』は、われわれのしる端的な事実性である*。
- ② これら『言語ゲーム』の総体について、対象化的に言及したり、そこから『言語ゲーム』一般についての帰納的な結論をひきだしたりすることは、できない。なんとなれば、その試み自体がすでにひとつの新たな『言語ゲーム』であって、その試みが下す言及や結論を逸出してしまっているから。
- ③ 個々単独の『言語ゲーム』についてなら、それを記述することは、可能である。ただし、この記述は、もとの『言語ゲーム』とは区別される、新たな『言語ゲーム』であって、(もとの『言語ゲーム』に関する)論理学とよばれる。
- ④ 論理学は、もとの『言語ゲーム』に従う規則性を、積極的なかたちで呈示するけれども、それはもとの『言語ゲーム』の視座を与えることでも、規定することでもない。論理学なしでも、もとの『言語ゲーム』の効力は、同一である。

これらは、『言語ゲーム』が遂行的(performative)な事態であるという、基本的な事実にもとづく指特性である。『言語ゲーム』も1個の事態である以上は、かならず観察可能なはずであるとも言えるが、そのことはこれらの指特性に変化をも与えるものではない。

* 事実(fact)とは、確かに生じたことなりである。しかし、あることだから確かに事実が否かを確かめるには、事実を外側から取り客観的に手続きにもたなければならぬ。これに対して、『言語ゲーム』は、その遂行のさなかにおいて、確かであることが保証にいられている。そしてこれを、その外側から、別の手続きによって確かにもとしたりすることはできない。そこでこのことからの確かな性質を、事実の場合との対比において、事実性(factuality)とよびこにする。

Wittgensteinの『言語ゲーム』論が解りにくいのは、彼がそれを消極的(negative)な仕方であってあり、積極的=実証的(positive)な語り口をまったく示していないせいである。『言語ゲーム』とはこれこれである、といった積極的な規定など、いくら捜しても見つかるはずはない。それは、彼が②のように考えていたのだとすれば、当然である。

Hartは、Wittgensteinの難解であるなど不平を言うかわりに、彼の議論の本質を洞察し、このうでをそれとモデルとして役立てようと考えた。Hartの所説は、上述の①~④をふまえたうえで、それをモデルとして、法現象に適用しようとしたもの、とも言えよう。Hartの『言語ゲーム』論理解は、モデルの出来栄と議論の手際とからみるかぎり、精確で行きとどいた非のうちこの伝いものである*。

* 『言語ゲーム』の理解が行きとどいているからといって、そのことは、『言語ゲーム』をモデルに採用した客観的な(特に科学的な)説明を構築すること、権利がけはしない。この点をめぐって、Hartの立場がどこ

まで擁護できるものかについては、12頁にわたって論じていた。

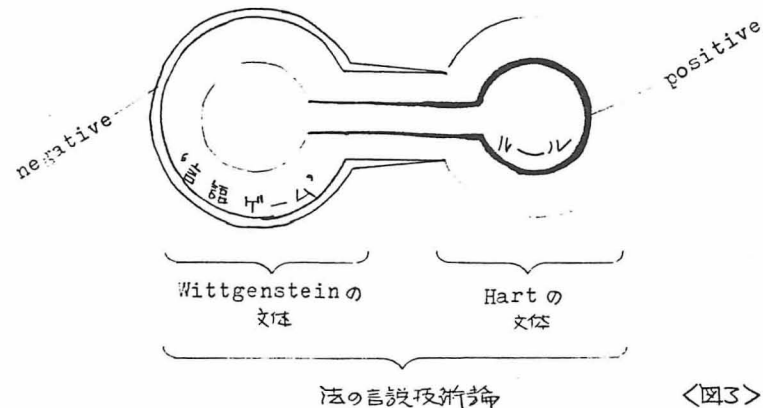
モデルは、認識の積極的な用具である。Hart は、'言語ゲーム'論の消極的な語法を、モデルにふさわしく積極的な語法に、置きかえなければならぬ。これが、ルール(rule)の概念である。

Wittgenstein の用語系では、事態は'言語ゲーム'と名付けられ、ルールという名称は全く例外的なケースでしか用いられない。いっぽう、Hart の用語系では、事態は「ルール」の名のもとに扱われ、'言語ゲーム'という名称はまったく用いられない。(「ゲーム(game)」という言い方が、特別の場合に用いられる。)しかるに、両者のさしている実態は、互いに異なるものとは思われぬ。わたしの理解によれば、'言語ゲーム'をなした秩序の実質は、それとして指摘されるならば、ルールであり、そのいっぽう、いかなるルールも、それがひとびとに墨守され、遂行のなかで展開していくならば、そこに1個の'言語ゲーム'を張ることになる。すなわち、どの'言語ゲーム'からも、そのルールをとりだすことができ、どのルールからも、その'言語ゲーム'を展開することができる。このいみで、(negativeな)'言語ゲーム'と(positiveな)ルールとは、一義的に対応している(〈図3〉)*。

* このような対応は、Wittgensteinの所説('言語ゲーム'論)とHartの所説(法理学)とのあいだで、みとられるものである。たしかに両者の関係を明示的に考慮する余地をもったのは、後編であるHartだけであるが(WittgensteinはHartの所説について関知するまい)、それは、上述の対応がHartの所説のなかにはかき見できない、ということもいみしない。HartがWittgensteinの文体を十分に鑑賞し、それとの関係において自らの構想しているのと、ちよつと同じように、Wittgensteinの'言語ゲーム'論には、Hart流に、'言語ゲーム'の秩序をルールとして積極的に論じはじめるといふ可能性がここに想定され、回避されているのである。Wittgensteinは、積極的な語法を積極的に回避して消極的な語法に立てこもる、といういみでの積極性を有するが、これは、消極的な語法によって語られてきた事態を積極的な語法で語りはじめるといふHartの積極性と、双対をなす。

なお、Hartがどのようにして、まあめて早い時期からWittgensteinのワーク14と接し、'言語ゲーム'論を継受するにいたったのか、その具体的な経緯については、わたしは間接的な言及以外にまったくつかずにかたしな。ここは、学説形成史の興味を満足させる場ではないから、その経緯については立入らぬとしよう。重要なことは、とにかくHartが'言語ゲーム'論に接したという事実であり、そのうちHartの展開した法理学が、'言語ゲーム'論と上述の対応を示すことである。

Hartの議論は、法をルール(の概念)として掘みだそうとするものであったが、これは、法を'言語ゲーム'の概念とみなそうというに等しい。積極的に、ルールとしてとりだされて語られる議論は、それに対応する'言語ゲーム'の用語系へとさしもどすことができる。「1次ルールと2次ルールの結合」というHartの定式が、まさに法の複言語ゲームのモデルに



〈図3〉

ほかならないことは、いまや明らかである。

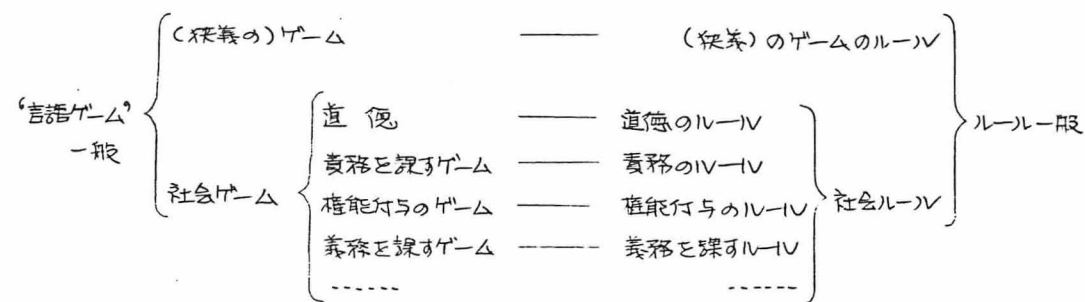
さらにHartは、一連のルールを識別することを通じて、'言語ゲーム'の分類を試みている。

Wittgensteinは、現に多様な'言語ゲーム'が行なわれていること、また必要とあらば、新たに'言語ゲーム'をいくつでもつくりだせることをのべ、'言語ゲーム'の積極的な分類学を試みなかった。むしろ、そうした分類作業は、不必要かつ不可能と判断したのである。これに対してHartは、彼の積極的な語法をもって、ルールを分類する。これをわれわれは、'言語ゲーム'の分類と読みかえよう。われわれの理解では、'言語ゲーム'とルールとは対応するはずだからである。

Hartは「社会ルール(social rules)」という概念をたてているが、これはむしろ、それ以外のルールとの区別・対照をきめださせるためにほかならぬ。われわれはここに、社会ゲームと(狭義の)ゲームとの区別をみてとる。(狭義の)ゲームとは、時間・空間を区切って、特定のひとびとのあいだに、(多くの場合には)明示的に設定されたルールにもとづいて、実行される。たとえば、サッカーの試合であるとか、チェスのゲーム、……のたぐいである。これらは、開始の時点と終了の時点が、はっきり決まっておき、いずれそのルールが解除されるにちがいない、「遊び」である。これに対して、社会ゲームとは、いつ始まったとも知れず、いつ終わるとも知れず、誰と誰との定まらぬ多数者が恒常的にまよまよしている、ゲームである。社会は、このようなゲームの複合であることになる。

Hartの議論はさらにすすんで、この社会ゲームの特殊場合として、法の領域を画定しようとする。Hartは、社会ルールの内部に、さらに道徳のルールであるとか、責務のルール(rule of obligation)、権能付与のルール(power-conferring rules)、なかなかといたルールをみとめていく。これらは、社会ルールの完全な枚举ではないが、法の領域を構成する諸ルールを必要な限りで取り出したものである。

以上を、下の〈図4〉の如くに整理できよう：



〈図4〉

*

Hartの議論の入念な検討が、このような'言語ゲーム'とルール概念との対応を語らねばならないとする、と考えよう。すると、彼の提出した法のモデル——1次ルールと2次ルールとの結合——とは、すなわち、その消極的な語法においては、(1次ルールに対応する)'言語ゲーム'と、(2次ルールに対応する)'言語ゲーム'との結合をいみすることになる。Hartは、法現象の本質を、このような複言語ゲームにみてとろうとする。

Hartの法の定式化がどのような特徴のものであるかは、彼の議論がどのような立場と対極的であるかを考えると、明瞭にとらえられよう。

Hart がとらない立場は、法の内容主義的把握である。法的ルール (legal rules) をその内容に即して、たとえば、殺人を禁止するとか無用な暴力を阻止するとか……とかいった内容の規定であるとして、定義することはできないであろうか？ 一面、これはきわめて無理からぬ考えである。しかし Hart は、法の道徳理論との明白な対抗関係において彼の法理学を設定したとき、スコラ学以来の自然法思想の系統を含む、法の内容主義的把握一般に対して、批判的な論議を加えている、と言えるだろう*。Hart は法の本質が、法的ルールとして実現される以前に、決定されてある特定の内容に存する、と考へない。(あるタイプの) 1次ルールと2次ルールの結合として、形式的に規定するだけで十分である、と考へる。

* 実定法の体系の外側に、あるいは一切の法的ルールに支立つ、法秩序の実体が存する、という理解を、法の内容主義とよぶことができると思う。法の内容主義に即するら、かかる法秩序の実体は、さまざまな法体系の比較を通じて、みとられるはずである、ということになる。しかし、實際上、二種の言説は、検証不能の価値実体に依拠する実体的形而上等と、異なるところがない。Hart は、「言語ゲーム」論を武器に、かかる実体的形而上学の解散にむかう。

Hart の議論はまず、「および、殺人や暴力の禁止といった、ほとんど普遍的に見出される法規範は、法の内容主義的把握によつてとらえるしかないではないか」といった、率直な見解に対抗しなければならぬ。Hart の解答はこうである (Hart [1961:138f=1976:210f])。社会ルールは、ひとびとがひきつづき生存し、存在することも前提としたルールである、と考へられる。人々の生存と存在とは、そのいみで仮設的に前提され、保証されている**。このルールにもとづく「言語ゲーム」のなかで、この前提を疑ったり否定したりすることはできない。無定義項として繰りこまれた前提は「言語ゲーム」のなかで、実体的なものとして形象化され、然るべき価値を帯電するのである***。

** この理路は、人々が存在することを目的とするルールが定められて、そのルールのもとでその目的が実現される、ということとはまた別である。

*** 近代の絶対空間をたらしめた法秩序は、人権のマニフェストであることと特微とするが、その「ゲーム」のもとでは、人権は二のような無定義項として、実体化されている。

結局のところ、法秩序の内容は、法の領域において営まれる「言語ゲーム」の効果(effect)として与えられる。と Hart は考へるようである。従つて、法の本質は、1次ルールと2次ルールの結合として(形式的に)規定すれば十分である。ここで1次ルールの位置にあるのは、義務ルールであるが、このルールにもとづくゲームは、他のさまざまな社会ゲームと同様、中断したり廃めたりすることの(本来)できない「言語ゲーム」であつて、2次ルールの有無に関わりなく、社会のはじめからひきつづき営まれている。2次ルールは、これを整形したり変形したりすることができるだけである。2次ルールといふことも、これを中断したりすることはできない****。

**** 現に遂行的に展開しているある「言語ゲーム」を破壊し、あるいは廃絶するためには、その「言語ゲーム」と両立しかたない別の「言語ゲーム」を対置して、はじめの「言語ゲーム」に随順していた身体を「奪取」する以外にない。この争奪関係は、(1次)ルールと別の(1次)ルールとの、水平的な関係である。(狭義の)ゲーム同士は一般に、ゲームとしても相互に外在しあふことによつて、この種の争奪を漫じないように配置される。(狭義の)ゲームは、始めと終りをもち、時間的にも空間的にも限られて展開するものであるから。

これに対して、断絶に不特定のひとひとの身体を随順させてやまない社会ゲームから、ひとびとがかりづめにも離脱を試みるためには、少く工夫が必要である。その工夫のひとつは、問題の社会ゲームを中断する(あるいは一時的に無化する)別のゲームを開始することである。この「言語ゲーム」は、反発効果をもつ場合がある。(狭義の)ゲームはまた、真空のなかで営まれるのではなく、このような中断におい

で営まれるのである。もうひとつの工夫は、当初の「言語ゲーム」に及ぼす2次ゲーム、あるいはさらに高次のゲームを開始して、その進行のうちに撤退する工夫である。もちろんこの撤退は、完全な離脱からいへば遠くない工夫のものであつて、ひとは上位のルールに没入することによつて、たんに下位のルールに服属するみずからを忘却するにすぎない。判決について思案し、判決文を執筆するのに夢中である判事は、ただみずからも被告たりうる身体として、法のルールに服属していることも、全く失念してはいるだけなのである。

4. 審判のいるゲーム

法現象に関する Hart の基本的な定式化——1次ルールと2次ルールとの結合——は、前節でのべたような明確な内容をもつて理解できるにせよ、まだなお抽象的である。法実務にも明るく Hart は、この単純で抽象的な定式化を、法実務や法解釈の具体性にいろうられた現実の法の体系の分析に結びつけるために、その中間的なモデルとして、審判のいるゲームを考へている。このモデルを仔細に検討すると、Hart が司法現象をとらえた視角がくつきりと浮かびあがる。とりわけこの審判のいるゲームにおいては、1次ルールと2次ルールのきわめて微妙な相互の位置関係が、如実にあらわれているのであるが、これは複言語ゲームの具体的な検討例としても、はなはだ貴重であると言えよう。そこで以下しばらく、審判のいるゲームについての考察を試みる。

いま、草野球のようなゲームを考へてみる。単純な場合には、審判というものはあらず、アウト/セーフの宣告や得点の算定は、ゲームに参加するひとびとが行なう。両チームは正反対の利害をもち、まわどい判定の場合にはしばしば争ひがもちあがるが、草野球をゲームとして続けようとする限り、判定をめぐりイザコザは早晚終熄せせぬわけにはいかなぬ。(判定をめぐりイザコザが終熄しない場合には、要するに草野球の勝敗(草野球というゲームに内属するかまりの勝敗)よりも、判定をめぐりイザコザでの勝敗(ゲームに外在する勝敗)のほうが重要となってしまつており、もはや草野球というゲームは存在しなくなつていく。) 各人がルールに従うとそこに成立する単純なゲームが、審判のいるゲームである。

これに対して、審判のいるゲームでは、判定をめぐりイザコザは生じえない。なぜならば、ゲームに参加する各人は、判定に関しては審判に従うむね、事前に同意しているからであり、まわどい判定の場合に審判に抗議することはあるかもしれないにせよ、判定をめぐつて審判とのあいだに争ひを生じさせることはない。(もし争ひが生じてしまうとすれば、審判はもはや審判ではなくなる。) 審判のいる草野球では、審判がボールの判定をし、アウト/セーフの宣告も行ない、得点を算定し、そのほかルールの解釈を行なう。ゲームの進行は審判によつて主宰され、各人は審判の決定に服従する。

審判のいなくなった草野球は、審判がひとりつけ加わることにより、審判のいる草野球に変化する。この変化はどのような性質のものであるか？ この点を考へることが、最大のポイントである。ひとつの考へ方は、審判の加入によつても、ゲームに何の变化も生じない、とするものであり、もうひとつの考へ方は、審判の加入によつて、ゲームはすっかり変わったものになつてしまふ、とするものである。この両極端の発想には、それと対応する法理論が構築されてあるのをみつけることができる。Hart 自身の見解は、この両極端をとりどけるもので、あるいみでは中間的なものである。彼は、審判の登場をもって、複言語ゲームの開始とみなす。この新しいゲームは、当初のゲームとは区別されるが、全く無関係なものではない。

審判はなにをしているのか？

さきほどの第1の考えによれば、審判の加入はゲームに変更をもたらさなければならずである。だから審判は何もしていない。審判が何かしているようにみえても、それはもともとのゲームのなかで効力をもつようなことではない。審判は、ゲームに外在してあり、たんにゲームを観察し記述するだけである。彼は、ゲームの進行をみていて、アウトになったから「アウト」と叫び、セーフになったから「セーフ」と叫ぶ。彼の言動は、ゲームの進行に遅れてやってくる。審判は、判定を下したり宣告を下したりするわけにはいかず、ただゲームの進行状況と（観客やプレーヤーの便宜のために）「報告」しているにすぎない。

このような考えを、ひと口に、「審判がゲームを記述するとみなす理解」とよぼう。この理解は、審判のいるゲームを、ひとつの複言語ゲーム、とりわけ論理学(Logik)とみなすものである。論理学は、Wittgensteinが主題的に論じた複言語ゲームの、ほとんど唯一のものであった。彼の論述は、数学の基礎に関連して展開されたのであるが、ここで見出された彼の論理学なるものは、通常の「論理学」を含みはするけれども、それよりはるかに広い、特別の規定をもっている(p.14③参照)。Wittgensteinは、論理学にはもとの「言語ゲーム」を拘束する、規範的な作用がない、と考えた。もとの「言語ゲーム」が論理学の語々の定式に従うようにみえるのは、論理学の定式が「言語ゲーム」を規定するからではなく、もともと「言語ゲーム」を成立させていた秩序を論理学が記述してみせるからにすぎないのである。——このようにWittgensteinの批判的な見解に対する賛否はさておいて、ひとまず彼の発見した記述的なタイプの複言語ゲームに関する名称——論理学——を踏襲しよう。すると、審判がゲームを記述するとみなす理解は、審判を、論理学者とみなしていることになる。

審判は、論理学者であるのか？ なるほど、ある種の法の実務家は、自らをこのいみでの論理学者に擬する場合がある。彼によれば、法はすでにあまねく行きわたっており、彼は法を「発見する」にすぎない。彼は、法の命ずるままに、すぐて法の名のもとに行なうのであって、彼自らは何ひとつなさない(と、少なくとも信じたがる)。法を自然的なもの、あるいは変更不能の所与とみなそうとする法思想は、多かれ少なかれこのような理解との親近性をもっている。だがしかし、審判は、たんにゲームの記述にたずさわる論理学者という以上の、積極的な役割を、当のゲームにおいて演じているのであるのか。われわれの経験は、むしろそのように教える。たとえば、野球の審判は、アウトであるから「アウト」と叫んでいるのではなく、アウトであることを決め、つまりアウトを宣告しているのだ、と。審判は、彼自身ではゲームのプレイに加わらないかもしれないにせよ、ゲームの秩序に積極的に介入している。すなわち、審判は論理学者ではない！

審判が論理学者ではなく、単にゲームを記述しているのではないとすれば、それでは審判は何をしているのか？ 審判は、いまやゲームの下可分の一部であると考えられなければならない。彼の判定は、権威ある(authoritative)ものとして、各人に従われる。審判の言動は、ゲームに参加する他のひとびとの類似の言動とは区別される。他のひとびとが「アウト」、「いや、セーフ」などと口々にいくら叫んでも、そう叫ばなかったときと何の相違も生じないのにみよかえ、審判が「アウト」もしくは「セーフ」と叫べば、ゲームは実際それがアウトもしくはセーフであったものとして、さらに進行してゆくのである。審判の言動は、ゲームを拘束する。

この印象的な事実を過度におしひるがるところに、第2の考え方が生ずる。この考えによれば、審判がルールである。審判は、さながら絶対の主権者がその1国内においてどのような制約にも服さないように、いかなる制約にも服することなく、ゲームを支配する。彼が「アウト」と叫べばアウト

であり、「セーフ」と叫べばセーフである。——このような考え方を、「審判の言動をルールとみなす理解」とよぼう。Hartが「ルール懐疑主義(rule-scepticism)」として紹介している立場とは、このような理解の延長上に位置する、と言える*。ここで問題となっているのは、やはり審判とルールとの関係である。審判の言動をルールとみなす理解によれば、審判が(審判のいるゲームの)ルールなのであって、それ以外にルールは存在しない。審判が、(審判のいないゲームの)ルールに拘束される、という事もない。(審判という)ルールと(審判のいないゲームの)ルールとは、端的に無関係である。この2つのルールが別々のものである以上は、それらに対応する「言語ゲーム」(審判のいないゲーム/審判のいるゲーム)も別々のものである。審判の登場によって、ゲームはすっかり別のものになってしまう。

* 法実証主義とよばれるさまざまな法理論のうちのあるタイプのもの。あるいはいわゆる予理理論——「ルールと呼ばれているものは単に裁判所の判決の予測であるにすぎないという主張」(Hart[1961:134=1976:149])——は、ここにのべるような立場に該当する。

審判の言動をルールとみなす理解——言いかえれば、審判の判定に従うというルール以外、ゲームの参加者はもちろん審判を拘束するいかなるルールも存在しない、とみなす理解——は、あるいみで一貫してはいるが、極端に現実をなれした理解である。Hartはこうした理解の拙く「言語ゲーム」像を、「スコアラールの裁量」ゲーム(the game of 'scorer's discretion')と名付けて、揶揄している：

「得点とはスコアラールがどれだと言うものである」ということが、スコアラールが自分の裁量で適用しようとするもの以外には、得点に関するルールは何もないということの意味するなら、それは誤りであろう。このようなルールをもったゲームが実際にあるかもしれないし、もしスコアラールの裁量がいくらかの規則性をもって行使されるなら、そのゲームをしてもある程度は楽しいかもしれない。だが、それは別のゲームになってしまう。われわれは、このようなゲームを「スコアラールの裁量」のゲームと呼ぶことができるだろう。」(Hart[1961:139=1976:155])

われわれの野球のゲームにおいて、野球のルールなど全くしらない審判が連れてこられた、とする。彼の判定は、かなり減茶々々なものであるだろう。しかも、それまで審判のいない野球を愛しんできた人々には、そう感じられる。彼らが忍耐して、審判の判定に従えば従うほど、ゲームはますます、「野球」とは似ても似つかないものになってしまう。したがって、ゲームが審判のいる野球であるためには、それは「審判の裁量」ゲームであってはならない。

審判もまた、ルールに拘束される。審判がルール、なのではなく、審判もまた、審判のいないゲームをひとびとがルールに従っていたのと同様、ルールに従わなければならない——審判のいるゲームにおいて実際生じることとはこのようであると、Hartは結論する。Hartのこの結論は、審判のいるゲームを、論理学であるとも、また「審判の裁量」ゲームであるともみなし、中間的なものである。「中間的」と言っても、両極を単に折衷したわけではない。ルールの錯綜と、複言語ゲームのかたりに解まはぐしているのである**。

** このいみで、Hartの法のモデルを、「法の複言語ゲームモデル(the complexed language-game model of law)」とよぶことができるかもしれない。

それでは、勝手な裁量をしているのでもないとする、審判はなにをしているのか？ 審判が権威をもつこと、審判がルールに従うことは、矛盾しないか？ こうした疑問に巧妙にこたえるのが、

かの Hart の定式——1次ルールと2次ルールとの結合——にほかならない。

審判もまた、ルールに従っている。審判の従うルールは、ひとつの審判のいなゲームで従っていたルールと、別のものではない。審判は、自分なゲームに参加しないが、ゲームのルールについてはプレイヤー同様によくわきまえている。審判の権威は、彼が他のひとびとよりルールをよく知っていることに由来する、のではない。ひとつとは、ゲームを遂行するのに十分な程度には、ルールを知っている。たいていの場合、ルールに関するひとつの判断は一致しており、審判は事実上不審である。審判が必争とされるのは、ひとつの判断がわかれる、微妙な場合である。

Hart によれば、すべてのルールは周辺部がいまいち、*「開かれた構造」*(a fringe of vagueness or 'open texture') をとらえている。すなわち、ルールは、誰かみても明々白々で異論の余地のない確実な芯部(a core of certainty)のまわりに、*「疑わしい半影」*(a penumbra of doubt) をとらえている。この、疑わしい半影の部分こそ、審判の出番であり、審判の権威がゲームの円滑な進行にとって必要な場面である。審判の関与によって、ルールは別のものになるのではない。審判は、同じルールに依拠しながら、はじめのゲームの外に立ち、はじめのゲームのルールを擁護せざるをえない「疑わしい半影」の部分にルールの一義的な適用を確保するのである*。このようにふるまう審判の「言語ゲーム」は、はじめのゲームのルールと同一でも無関係でもない、特殊な位置(すなわち、2次ルールとしての位置)を占めるルールに従う。

* あるゲームには、ひと通りのルールがあるだけだから、そのゲームに参加するひとびとは、みな同一のルールに服することは定義上明らかである。しかし、互いに区別されるふたつのゲームが、同一のルールを共有するかどうかは、一般にむずかしい問題である。ルールの同一性を、どのような規準によって考えればよいか。…… Hart が考えたのは、ルールの同一性が主張できる、特殊な場合である、と見えよう。審判のいるゲームは、プレイヤーのゲームと審判のゲームとからなる複言語ゲームであるが、ここで「*「確実な芯部」*なる概念上の設定により、ふたつのゲームのルールの同一性が想定されている(Hart[1961:119f-1976:133])。これは注目すべき、ひとつの見解である。

*

一般に、複言語ゲームのなかには、ある「言語ゲーム」にとりついて、それに関係することによって自らを営もうとする「言語ゲーム」、とりわけ、ある「言語ゲーム」のルールを引出しようとする(もうひとつの)「言語ゲーム」というものがある。これは、それ自体としても、たいてい人に面白い現象であり、ここから豊富で多様な議論が展開できると思われるが、またもしもこれが法現象のモデルとして採用できるとすれば、長大な理論的展望が開かれるであろう。Hart が審判のいるゲームに注目したのは、このような洞察にもとづくとと思われる。

審判のいるゲームは、当初のゲームに対して、①審判が存在すること、②審判の言動(判定)に服すること、というたった2つだけの要素を付加したものである。これは、もっとも単純な社会制度の一種である、と見えよう*。これは、われわれの社会のように制度化のすすんだ法現象を考察する場合にも、有益な第一歩を与えるはずである。

** 審判は権威をもって、判定にあたる。審判が他のひとびとに対して有する権威は、現象としてみるならば、M. Weber が描き出した権威や恭順(Pietät)と似通ったところのみ認められよう。しかし、Weber 流の議論は、権威の源泉として、カリスマの如きなにかある実体を想定しようとする。いっぽう、Hart の立論は、そのような権威をとりはずし、単純に「権威をみとめる/権威としてふるまう」という「言語ゲーム」の成立を考へるだけなのだ。この立論は、このゲームのルール以上に、それを根拠づける実体を捜そうとはしない。

裁判制度は、審判のいるゲームと似たところがあるが、一般にそれよりずっと複雑である。それでは、審判のいるゲームは、どこが単純であるか？

審判が処理することのできるのは、ゲームの遂行に関わるルールの適用に限られる。誰が正当な審判であるのかというもめごと(殺害の審判があらわれてしまった場合)や、そもそも審判を設置することに関するひとつの風意をどのように搬送する(した)かという問題は、審判が処理することのできない問題である*。こうした問題は、審判のいるゲームが成立するにあたって、処理されたはずではあるのだが、当のゲームにおいては依然不可視のままである。審判がゲームにルールを適用しようとするごと、審判のいなゲームに審判を成立させることとは、別のことである。もしも後者が1回のゲームと考えられるとすれば、そのルールは、審判が適用しようとしている(はじめのゲームの)ルールとは別のものである。Hart が権能付与のルールとよんだのは、この種のルールである。

* われわれの裁判制度においても、同種の論理はたまたま。たとえば、《現行憲法は陸軍法に反した占領軍の命令に基づき制定されたものである、などを理由として最高裁判所に直接提起された憲法の無効確認を求める訴えにつき、最(高)裁判所(判(決)昭和五五年五月六日判(例)タ(イムス)四一七号七二頁は、「司法権は、憲法七六条の規定によるものであるから、裁判所は、右規定を含む憲法全体の効力について裁判する権限を有しない」として、却下している。》(佐藤[1981:63]、()内は引用箇所が補った。)

審判のいるゲームは、審判に権限を付与するルールによって、支えられていると思われる。このルールは、もっとも単純な場合には、「誰が審判である」というゲーム関係者の一致した認識であってよいだろう。しかるにこの、審判に権限を付与するルールは、審判のいるゲームの単純さのもとでは、言及不能である。審判は、「アウトだ、だってルールは……だから」と言うことはあっても、「おれは審判だ、だって……だから」と(ルールとしての効力において)言うことはない**。審判を審判たらしめる権能付与のルールは、われわれの単純な、審判のいるゲームにおいては、不可視なままの、1次ルールを構成する***。

** 「おれは審判だ、だって……だから」と言いたがる審判である人物がいるかもしれない。なるほど彼は審判だ、しかしそれは、彼がどう言うから、ではない。どう言おうというまいと、もともと彼が審判だからである。

*** さらに注意しておいたように、1次ルール/2次ルールというのは、ルールの単純な分類原理のためにはない。あるルールが他の(1次)ルールに外から関係する時、それはそのルールに反して2次ルールとしての位置を占めるのである。どのルールも、それ自体としては、1次ルールである。どのルールも、それ自体としては、その「言語ゲーム」のなかで可視的とはならない。

法的ルールは、それ以外のルールと較べて、どのような特質を有するか？

法的ルールは、生きるひとつのあつまりである社会を、ひとつの体制(regime)として維持する。社会は、それ自体としてみた場合、「言語ゲーム」の渦巻きである。したがってそれは、多くのルールの集積である。これらのルールのなかには、義務を課すルールもまじっている。法的ルールは、義務を課すルールを1次ルールとして出発する、と Hart は考える。

義務の1次ルールは、義務を課すゲームのルールである。義務を課すルールの「疑わしい半影」部分を画然とするために、裁判官(judge)が登場する。ここまでは、すでに考察した、審判のいるゲームとまったく同型である。しかし、法はこの段階にとどまらない。(より発展した)法の体系は、裁判官(もしくは法廷)の裁判権をも、明示的な法的ルールのなかに規定しようとする。すべての法的な秩序を明示的な法的ルールのかたちで規定しようという志向は、近代の民主制的法制序の場合、

きわめて強烈である。

法的秩序をかたちづくる法的ルールを、のちろず明示的に規定しよう（たとえは法テキストのなかに書きとめてしまおう）とする努力は、しかし、当然のことながら成功しない。複言語ゲームを含め、すべての「言語ゲーム」は、1次ルールでしかなくルールを確してあり、それは当該のゲームなから不可視だからである。法的秩序もまたこの例外ではない*。

* Hart はこの成功しがたい法学的努力を、「機械的」法学('mechanical' jurisprudence)とよんでいる。

法的秩序とは、整然と積み重ねられた記号列（もしくは法テキスト）の如きものではない。むしろ、ひとつひとつのうすにひるみ、彼らの諸身体を規範的に拘束する、効力をもったゲームの或る全体である。

こうして Hart は、法的秩序の内的な編成を、一連のゲームの複合ととらえ、それらをルールのかたちでとりだそうとする。これらのルールは、いずれも責務を課すルールを1次ルールとする2次ルールである点で、交通しており、ともに法の体系をかたちづくる。責務を課すルールは、それらの基底に積たわり、もはやそこから溯源することのできない基本的ルールである。

責務の1次ルールのみでも、社会にはある種の法的秩序が実現されている、と言える。ただし、これはいささかも、われわれのしる法的世界(legal world)と似ていない。そこでは法は、客観的なものとして言及されることがなく、それゆえ不可視である。ひとつとは、然るべき不都合な事態が生じた場合、てんでにその事態のまわりに増集して、責務(obligation)を誰に帰すべきかについてやりあう。誰もが責務というものについて理解しており、責務を課することも課せられた責務に従うこともできるけれども、責務を課す手続きについての制度は成立してはいない。——こうした原初的な法的秩序を、Hart は法以前の世界(pre-legal world)とよんでいる(Hart[1961:91=1976:103])。

法以前の世界の法的秩序は、あまりにも単純であるために、いくつかの点で不都合でもある。Hart はつぎの3つを、このような不都合の点として指摘する。第1には、何がルールであるか、といった疑問が生じた場合、それを解決する手続きが存在してはいないこと、あるいは、不確実性(uncertainty)。第2には、古いルールを排除したり新しいルールを導入したりすることによって、変化する状況に直感的にルールを適応させる手段が存在しない(Hart[1961:90=1976:102]) こと、あるいは、静的性格(static character)。第3には、ルールの運算に対する対抗措置を種する特別な機関がなく、社会的圧力の行使が一般のひとつにまかされていること、あるいは、非効率性(inefficiency)。これらは、それ自体として欠陥であるとは言えないか。法的秩序が現実の大きな社会に安定した構造を与えるためには、何らかの対処を講ずる必要がある。

責務の1次ルールのみからなる単純な法的秩序に、一連の2次ルールが付加されることにより、法以前の世界から法の世界への移行がなしとげられる。Hart によれば、このあらたな法的秩序は、上述の3つの不都合な点にそれぞれ対処する、つぎのような系統の法的ルールをふくむ、法の体系のかたちで樹立される：不確実性に対しては、承認のルール、静的性格に対しては、変更のルール、非効率性に対しては、裁定のルール(4p.8)。

承認のルールは、単純なものから複雑なものまでいろいろあるが、当該社会の法的ルールが何であるかを判断する手続きを与える。変更のルールは、やはり単純なものから複雑なものまでさまざまあるが、《このルールのもっとも単純な形態は、集団あるいはそのなかのある部類の人々の生活における行動を方向づけるために、新しい第一次的ルール(=1次ルール)を導入し、古いルールを排除する権能を個人または人々の団体に与えるルールである。》(Hart[1961:93=1976:105]) この権能

は立法権の一種であるから、変更のルールと承認のルールとがまわめて密接に関係するとされるのは当然である*。さらに、裁定のルールは、《個々の場合に第一次的ルール(=1次ルール)が破られたかどうかを確信的に決定する権能を個人に与える第二次的ルール(=2次ルール)》(Hart[1961:94=1976:106]) であって、裁判官、裁判所、管轄権、判決といった概念を定めるものである。

* 《このように、変更のルールが存在するところでは、承認のルールは立法に関係した手続きの詳細のなかでしかかわるわけではないが、必然的に互いを、ルールを修正する特徴があるとはいえ(a reference to legislation) からである。》(Hart[1961:93=1976:105])

これらそれぞれのルール(2次ルール)は、互いに独立なルール環として、ひとつひとつの規範的な拘束を開始する。このおのおののは、より全体的な法的秩序の中の部分ゲーム——複言語ゲームのなかに組みこまれた「言語ゲーム」——をかたちづくることになる。これらのルールの総体は、当該の法的秩序をどのような法の体系へと編成するのであろうか？ われわれはさらに、Hart の説明をまかなければならない。

5. 法の体系

法の体系(system)とは、まず第1に、ルールの集合(a set of rules)である。ただし、それら法的ルールは、ただ無条件に集合すればよいというものではなく、当該の社会に一定の体制を実現するのに必要な、ある条件をみたしていなければならない。この条件は、諸々の法的ルールのあいだの統一性・整合性を保証するはずのものである。

Hart は、2次ルールとして、いまのわたる3系列のルールと想定した。法の体系を1次ルールと2次ルールの結合と考えとしても、2次ルールとして Hart の考えた3つを考へるのが妥当か、それ以外には2次ルールは存在しないか、それら2次ルールのあいだに重複はないか、などの疑問がある。これらは、主として Hart のたてたモデルの経験的な妥当性の問題であり、その分析上の性能をめぐって、いくぶんの修正が加えられる余地もある。われわれは、ここで Hart の法の体系のモデルを経験的なデータとつき合わせることを目的としていないので、こうした修正の可能性についてはいちおう考慮のそとにおく。われわれが考へてみたいのは、Hart が、彼の3つの2次ルールのどのような相互関係のうえに、法の体系を構想したか、である。

Hart は、本来べつべつのものであるはずの3つの2次ルールが、いかにして単一の法の体系をなすのか、必ずしも明瞭ではかばかしい説明を与えていない。それにもかかわらず、Hart は、自分の議論がこれまであらわれたどの法理論よりも格段に強力であるという直観を、自信をもって語っている(→Hart[1961:95f=1976:107f])。そこでわれわれは、Hart の断片的な論述から、彼のモデル(の潜在的な可能性)を忖度せねばならぬ。

Hart の3つの2次ルールの相互的な配置は、一見してあきらかなように、Montesquieu 以来の三種分立論と並行している、というわけではない。なるほど、変更のルールはほぼ立法部門に相当するようにみられようが、承認のルール、裁定のルールは両方とも、今日の制度でいわずに司法部門が担当しているようにみられるし、行政部門にみえうルールは存在しない。今日の法治国家体制にあっては、行政部門の権力行使は、法の体系の他の部分で調達された法的ルールにもとづいて(だけ)行なわれるのだから、ここに並行関係が見出されないうのは当然であるとも言えよう。Hart が語っているのは、権力機関の分割原理ではなく、その背後にある法的ルールの分割原理なのである。しから

ば Hart はどのような根拠により、これら3つの2次ルールを索出した(と考えるべき)か?

Hart の3つの2次ルールのうち、変更のルールと裁定ルールの実態はいずれも、権能を付与するルールである、と考えられる。変更のルールに関しては、このことは p.23 の下段に掲げた引用箇所から明らかであり、裁定のルールについても同じく、このことは p.24 の上段に掲げた引用箇所から明らかである。この承認のルールについては、少しく検討を要する。このルールは、もっとも単純な商標としては、《それまでに書かれていないルールを単に書きしるす》というようにこのからはじまり、《文書や碑文を権威あるものとして、すなわちルールの存在に関する疑いを処理するのに適切な方法として参照することと認める》ことにおいて、決定的に成立する(Hart[1961:92=1976:104])。衆議した法の体系にあっては、承認のルールはもっと複雑なものと成り、1次ルールのある一般的な特徴、すなわち《ルールが特別の団体によって制定されてきたということ、あるいは長い間の慣習として行なわれてきたこと、または司法的決定に関係してきたということ》(Hart[1961:92=1976:104]) を参照するものとなる。これらの特徴なくいかに与えるときには、どの特徴が基準として優越するか、の順序も定められなければならない。こうして承認のルールとは、何が法であり何が法でないかをみわける(能力のある)人々が内属するゲームの、ルールなのである。この‘承認のゲーム’の内部において、特定の法的ルールが権威あるものとして見出されるのだ。ルールを権威の目録(an authoritative list of rules)にのせることで、承認のルールは法的妥当性(legal validity)を認定するのであり、また一連のルールの単なる集合を、単純な仕立てではあるが、統一へと持ちだし(unified)、法の体系とよべるものにする。以上の考察を要約すると、承認のルールは、(ひとびとの全体のなかからあるひとびとを選びだして権能を付与するルールではなく、) いろいろなルールのありうべき全体のなかからある一連のルールを選びだして権能を付与するルールである、と結論できる*。

* Hart の3つの2次ルールのうち、承認のルールは、権能を付与するルールを、また変更のルールと裁定のルールは、権能を付与するルールを、実態とするものであった。これら2次ルールの実態を、さらにかいつまんで圧縮するならば、それは、1次ルールのみからなる単純なゲームの内部に、そのゲームにおける特権的な効力をもつ新たなゲームを開始させるものである、と規定できるであろう。その特権的な効力が、ルールに照準するとき、ルールに権能を付与する承認のルールとなるのであり、ゲームのメンバーに照準するとき、ひとびとに権能を付与する 変更のルール、裁定のルールとなるのである。

このように Hart の1つ2次ルールの実態を理解できるとすると、Hart がなにゆえあの3種の2次ルールを想定することによって必要十分と考えたかに関して、それなりに一貫した見通しを与えることができる。

基本的に言って、3つの2次ルールは、1次ルールの各モメントを分離してひき出すかたちで出来あがっている、と考えられる。1次ルールは、もっとも単純に定式化すれば、「【任意のひとびと】が、ある事件に対して、【責務を課すルール】を【適用する】」という行為のつみかさねからなるゲームだ、といえよう。【 】で囲んだのは、いまわかれわれの問題としたら、1次ルールの各モメントである(次頁<図5>参照)。

権能を付与するルールは、ここで、1次ルールのモメントの次のような置きかえを必須とする:

【任意のひとびと】 → 【特定のひとびと】

なぜならば、権能を付与するルールとは、はじめのゲームを遂行していた人々のなかから特定のひと

びとを選びだし、それらのひとびとの行為にゲームの特権的な効力を認めようとするものだから。これらのひとびとは、ゲームに属する他のひとびとになりかわって、法的ルール(1次ルール)に言及し、ルールを可視的な法(law)とする*。変更のルールの場合、選ばれた特定のひとびと(あるいは、特定の手続きに従うひとびと)は、件の1次ルールのもうひとつのモメントである責務を課すルールに関して、つぎのような置きかえを行なう:

【責務を課すルール a.】 → 【責務を課すルール b.】

いっぽう、これに対して、裁定のルールの場合には、ルールを【適用する】というモメントに関して、特定のひとびとが、ゲームにおける特権的な効力を占めることになる。

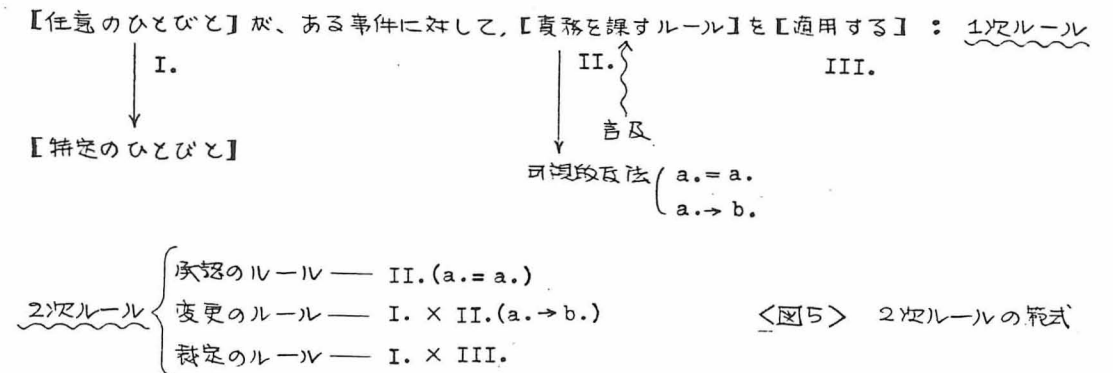
* 承認のルールの場合にも、1次ルールを識別する必要上、ルールAの言及が不可避であり、1次ルールは可視的な法のかたちをとられる。それゆえに、すべての2次ルールを、1次ルールAの言及においてとらえておいたのであった(→p.9)。

承認のルールは、それ自体としては、特定のひとびとに権能を付与する、というロジックを有してはいない。そのかわり、承認のルールは、特定のルールが法としての効力を有することを、確認する。それは言うなれば、つぎのような断言のかたちをとる、と言えるであろう:

【責務を課すルール a.】 = 【責務を課すルール a.】

これは一見、無内容な同語反復とみえるかもしれない。しかしこのような確認が、1次ルールに言及する(法的)言説の内部でなされることに、いみがある。当初の1次ルールは、この種の法的言説のなかみずからの鏡影を見出し、みずからの同一性の言説的な表現をうるからである。

以上の関係を、図式的に示すならば、<図5>のようになるであろう:



同じひとつの1次ルールに対して、なぜ3つの2次ルールが別々に、互いに区別されるべきものとして登場しなければならぬのか? この問いに関しては、おそらく次のように解するのが妥当であろう。まず理解すべきは、2つの権能を付与するルール——変更のルール、および裁定のルール——の外側に、承認のルールが存在しなければならないことである。この事情は、審判のないゲーム/審判のいるゲームの関係から、見てとれる。審判のないゲーム(1次ルールのみからなる単純なゲーム)のうに、判定をめぐり権能を付与するルール(I. × III.)が加えられると、ゲームは、審判のいるゲーム(複言語ゲーム)へと移行する。ここで審判は、権能を付与された、特権的な行為能力を

者である。審判の判定は、(少くとも当初のゲームのルール of 適用に関して) 権威と効力とを有する
 だろう。だがこの、審判のいる(複言語)ゲームでは、これまでになかった新しいルール——審判に
 権能を付与するルール——が存在している。このルールに関しては、審判の権威も判定の効力も及ばな
 い。審判はかえって、このルールによって存在させられている。このルールは、審判によらず、ひと
 びとによって受容され、承認されていなければならない。一般に、権能を付与するルールは特権的な
 行為能力者であろうが、この権能を付与するルールを承認するゲームは、かならずこの特権的な行為能
 力を行使するゲームの外側にひらかれている。このような理由により、承認のルールは、変更のル
 ールにも裁定のルールにも吸収されない。

つぎに、以上の議論の延長線上で、もう一歩踏みこんで考えるべきは、3つの2次ルールが相互に
 分離し独立しているという主張を、どう理解すればよいか、である。

承認のルールも、変更のルール、裁定のルールも、複言語ゲームとしての法の体系のなかで、なに
 がしかの「最上性」を帯びていると目されている点に、注目を傾けよう。たとえば、変更のルールで
 あれば、それが想定する特権的な行為能力者——主権者としての国王なり、最高機関としての議会な
 り——は、法(1次ルール)の制定や改廃に関して、最高の位置にある。裁定のルールの場合、裁
 判所の審判制が、もっとわかりやすい例になっている。さらに承認のルールに対しては、Hart は体
 位の究極のルール(the ultimate rule)としての規定を与えている。《というのは、われわれは中
 間的な命令や制定法と同様に他のルールの妥当性評価のための基準を与えるルールに至ったのではあ
 るが、そのルールについてはまた、それ自身の法的妥当性を評価するための基準を与えるルールとな
 り点でこれらの命令や制定法と異なるからである。》(Hart[1961:104=1976:117]) すなわち、承
 認のルールは、当該の法の体系の(1次ルール、2次ルールも含めた)あらゆるルールを承認するこ
 とはできるが、法的ルールとしての自分自身を承認することはできない、ということだ。ひとは、
 《法的推論の非常に深い鎖を辿っていけば》(Hart[1961:103=1976:116])、容易に究極の承
 認のルールにたどりつくことができる。

このようなルールの「究極性」を、「言語ゲーム」論の一般的な論理に置き換えて、のびなおし
 てみよう。ルールの「究極性」とは、いま問題となっている複言語ゲーム(あるいはルールの集合)
 のなかで、もはやそのルールに言及するより高次のルールを見出しえないときに、そのルールがその
 ゲームのなかで獲得している位置の、性格規定である。たとえば、1次ルールだけからなるもっとも
 単純な「言語ゲーム」では、その1次ルールは、より高次のルールが存在しないのだから、「究極」
 である。またたとえば、すでに考察した審判のいるゲームでは、審判に権能を付与するルールは、同
 じくより高次のルールが存在していなければ、「究極」のルールである。同様に、発達した法の体系
 における Hart の3つの2次ルールは、おのおのの創始する部分ゲームのなかでそれとつながる高
 次ルールが存在しないという点で、いずれも「究極」である*。複言語ゲームがあった場合、この核
 となる最低辺の1次ルール——他のいかなるルールも2次ルールとなることなく、他の2次ルール
 や高次ルールを直接・間接に周回にひきつけているルール——から「最上」のルールまでは、言及の
 連鎖によって結ばれている**。「究極」のルールは、この連鎖の末端に位置するのである(図6)**。

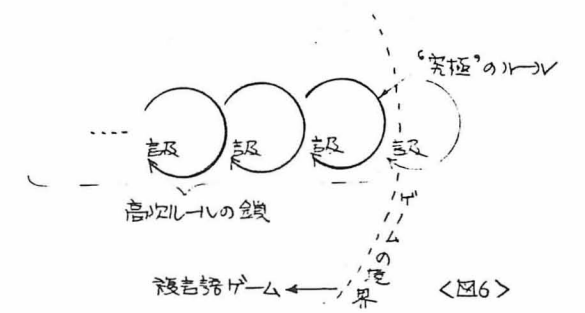
* ルールの「究極性」の概念は、権威(authority)の概念と似たところがある。権威とはそれ以上の根
 拠をもつことなく、ひとびとに吾臨する「言語ゲーム」であるから。また、最終的な法的決定を下す最高裁
 判所は、たしかに法的な権威を有している。とみとめられよう。しかし、われわれは、ルールの体系におけ
 る、あるルールの「究極性(ultimacy)」の概念を、慎重に権威の概念と区別しておくほうがよい。
 権威とは、1次ルールのみからなるもっとも単純なゲームにおいても、十分に成立する(たとえば、スウア

一の権威にしたがう。スコアラーの数量ゲーム)。もちろんまた、発達した法の体系のような複言語ゲーム
 においても現象する。要するに、権威とは、単純な「言語ゲーム」と複言語ゲームたるとを問わず、ある範
 囲のひとつとを服せしめる可視的な根拠なのである。これに対して、「究極性」とは、ルールとル
 ルとの関係において(したがって、複言語ゲームにおける部分ゲームと部分ゲームとの関係において)定
 義しうべき概念である。

* ここで高次ルール(2次ルール、3次ルール、...)との関係は、すでにそのルールは、その相互関係にお
 いて、1次ルールであるかあるいは2次ルールであるか11ずれぬものである。この点で、矛盾するように思
 われるかもしれない(Lp.9)。どのように組み立てたルールも複合もあえて単に2次ルールとだけよ
 うとした Hart の着眼の問題意識は、ここでも尊重されている。だがわれわれは、「究極性」を考察しよう
 する場合、責務を課す1次ルールから順次にたどられるルールの連鎖の全体に、興味があるのだ。これは、
 ほぼ1次ルールからかき立て何番目かにあたまるルールも、一般に「高次ルール」とのみみてみているのである。

*** ある複言語ゲームにおける「究極」のルール

は、(図6)に示すように、それ以上ゲーム
 の内部をより高次のルールへむかってEど
 ることのできない、末端の位置にある。当然
 のことだが、ある特定のルールが「究極」かど
 うかは、その複言語ゲームに準拠するかに関
 して、相関的である。たとえば、ある法の体
 系には、究極の承認のルールというものがあ
 るだろう。この究極の承認のルールについて
 言及することは、まことに可能であるので——たとえば、究極の承認のルールを論じた Hart の法理学者
 にも認められているこの論文をみよ——、ひとは言及のルールをさらに延長し、「究極」のルールのもっと上に出
 ることが可能であるかのように、考えるかもしれない。しかしこれは、法の体系という複言語ゲームの範囲を
 はや定めてしまっており、学識という、別の「言語ゲーム」へと移行している。学識は、「究極」の承認の
 ルールに言及しようとも、(少くともそのままだ)法の体系のなかで効力を有することかできないではないか。



*

以上のような「究極性」の概念をみとめると、Hart が、彼の3つの2次ルールは、一般に法の体
 系のなかで別々の「究極性」を有すること、したがって、法の体系という複言語ゲームのなかで、他
 の2者に還元できない独自の位置を占めるであろうこと、としてこの3つ以外に、法の体系には「究
 極性」を有する2次ルールは存在しないこと、を見越して議論をすすめていたことが、よく理解され
 るのである。Hart のこうした見通しが、法の体系の理解としてまったく妥当であるかどうか——こ
 の疑問に正解するには、相応に周到な準備を要する。ここで Hart の立場を 100% 擁護することはで
 きないが、彼の意をさらに忖度して、『法の概念』における法の体系の像を、「言語ゲーム」論の視
 角からいってどう解きほぐしてみよう。

まず、変更のルール(にもとづく部分ゲーム)が、他の2次ルール(にもとづく部分ゲーム)と相
 互にどういう位置関係にあるかについて、考えてみる。

変更のルールは、1次ルールに言及することを根拠にしながら、言及された1次ルール(あるいは
 可視的な法)を(任意に)変更し、あるいは削除し、あるいは新規に設定しようとするものであった。
 変更のルールは、法の体系をなす当該の複言語ゲームの、原則としてあらゆる1次ルールに言及し、

それらを可視的な法となした
うで、変更を施すことが
できる*。近代法を特徴づける
ものとして Luhmann[1972]
が指摘した「実定法的傾向」
とは、かかるものとしての変
更のルールが、法の体系の内
部で「究極性」を獲得し、他
の2次ルールに対する拘束的
な反作用を及ぼしはじめたこ
と、として再解釈できるであ
ろう。ところが、こうして出
現する「究極」の変更のルー
ル——これ自身、他のルール
を1次ルールとし、それに関
わる2次ルールであるが——

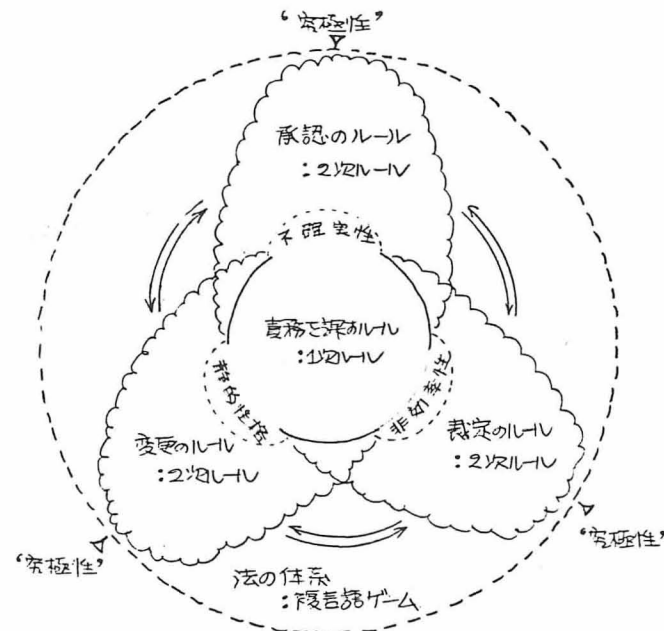
といえども、ルールとしてあ
ること、これ自体は1次ルールの位相をもつことを受けない。そこで、この1次ルールとしての（「究極」の）変更のルールに関わる2次ルール（承認のルール、裁定のルール）が、当該の法の体系の内部で可能である**。この2次ルールを営む部分ゲーム（承認のゲーム、裁定のゲーム）は、変更の部分ゲームの外にある。

*（「究極」の）変更のルールとして、（「究極」の）変更のルールを自身だけは、特異な位置にある。このルールは、ルールとしての自らを変更できるのだろうか？ この変更をみとめると、変更のルールにおいて営まれていた「言語ゲーム」の同一性(identity)は決定的に脅かされるであろう。これが、いわゆる「憲法の改正可能性」問題において、通説が、常に手続的に形式上適法であるといえ、その憲法の面影をなからしめるほどの改正は、可能であると考えるべきでない、とする理由である。しかしこれは、（承認のルールに外在する）学説にすぎない。（すなわち、効力ある法的ルールではない）とここで憲法は、その条文のなかに改正の(予)可能性を書きこむことにより、自らの法の体系としての同一性を採来にわたって弁るうとし、また別の、ごく限定的な改正手続をもつ憲法は、改正手続を改正することを禁止する条文によって、同じく自らの同一性を保障しようとする。しかしこれらは、要するにほかの力がある、と言えるだろう。なぜならこれは、法の体系の存在か、後述するように事実の問題であることを正当に評定できる：法現象の効力を法規現象の自体によって保持せんとはかるからである。

** たとえば、司法当局による「違憲立法審査権」などはこのような2次ルールの適用の一種である、と考えられる。

つぎに、裁定のルールと、他の2次ルールとの関係について考察しよう。

裁定のルールとは、いわゆる司法的決定に関与する、裁判規範として機能する。裁定のルールが存在するよう社会体制では、法的ルールの適用をめぐる紛争は、すべて法廷へもちこまれ、裁定の権能者である裁判官の裁判に解決をゆだねられるであろう。2次ルールとしての裁定のルールは、この裁定を実行するための手続を規定し、また裁定権者を組織化する。ところで、裁定のルールは、そ



<図7>

の1次ルールとしての位相においては、他の1次ルールの場合と同様その適用において紛争を生じるといふことがありうる。具体的には、たとえば裁判官の権限の有無をめぐる争いのように、ある裁判官が裁定権限の適格な行使であるか否かが、当のその裁判において問題となる場合である。この紛争をふたたび裁定のルールによって解決しようとするべく、それをより「上級」の法廷にゆだねるほかはない。こうして、裁定のルール（にもとづく部分ゲーム）の内部での、連鎖が生じうる。この連鎖の末端には、「究極」の裁定のルール（にしたがう法廷）が位置するのであって、その裁定に対して、この法の体系の内部では、いかなる異議も唱えることができない*。この「究極」の裁定のルールにおいては、なにが法であるかは、紛争の余地のない自明のものとして前提されるのである。それゆえ、この法の体系において、なにが法であることを決定する承認のルールは、裁定のルールに外在する**。また、「究極」の裁定は、「究極」の裁定権能を付与するルールによって支えられているから、この裁定がこのルールの変更を課題とすることはできない。そこで、（「究極」の）裁定のルールを変更する、変更のルールが、2次ルールとして裁定のルールに外在することができる。

* 異議を唱えることができる、とは、文字通りに異議を表明することができる、といういみではない。異議が「効力」をもつとすれば、それは別のゲームになってしまっている、ということである（→ p. 18）。

** 三権分立体制下では、司法的決定の権能も、またなにが法であることを承認するという機能も、ともに裁判官が独占しているのだから、承認のルールと裁定のルールとが一般に相互に外在するという Hart の主張は受け容れがたいのではないかと、という疑問がありうるであろう。この疑問の前提は、いちは事実として承認できる。しかしながら、Hart の主張は、2種の事実を評定し、二つともからうまれているわけではない。たとえば、わが国の最高裁判所は、日本国憲法によって設置され、同憲法によって、同憲法の「究極」の解釈権を保障されている。だがこの解釈権は、承認のルールとは別である。日本国憲法は、最高裁判所が「これを法であると「承認」したことにより、はじめて法となったのではない。日本国憲法を、これとして「承認」しているのは、裁判所のような特定の権能者に限定され、多くのひとびとである。それゆえにこそ、「最高裁判所裁判官国民審査」のような法的な制度が、存在するのである。

「究極」の裁定権能者が法であるともみとめるものと、法とみなす法の体系というものがあろう。しかし、この法の体系の承認のルールは、裁判所が法であるとみとめることに関わりなく、裁判所が法であるとみとめたものを法とみなすこと、なのである。このいみで、承認のルールは、裁定のルールに外在する。（承認のルールの「究極」性については、とくに、Hart[1961:1976]の、第6章第1節ほかを、参照せよ。）

さしごとに、承認のルールから、他の2次ルールを見渡してみよう。

承認のルールは、すでにのべたように、特定のひとびとに権能を付与するルールとしては存しないから、そうした権能を行使する特定のひとびと、として可視的にその存在を確かめることができない。これが、変更のルール・裁定のルールとの違いである。《現代の法体系ではさまざまな法「源」があるが、それに応じて承認のルールは一層複雑になる。つまり、法を確定するために複数の基準があって通常、成文憲法、立法府による制定法、裁判上の支那を含んでいる。》(Hart[1961:97=1976:110]) 《法体系の日常的な営みのなかで、その承認のルールがルールとして明示的に定式化されることはめったにない。----(中略)---- 承認のルールは大部分言明されないが、その存在は裁判所やその他の機関あるいは私人やその助言者が特定の語ルールを確認していく仕方のなかに示されている(shown)のである。》(Hart[1961:98=1976:110f]) 承認のルールは、複言語ゲームであるところの法の体系の全体を、すみずみまで浸している。それはほとんど、「言語ゲーム」としての法之の

のである。したがって、承認のルール全般について言及しようとする、ひとはこの法の体系の外に出てしまうしかないであり、《それ（＝承認のルール）が存在するという主張は、事実に関する外的陳述でありうるのみである。》(Hart[1961:107=1976:120]) 承認のルール（にもとづく部分ゲーム）は、変更のルール・裁定のルール（にもとづく部分ゲーム）にかかわる特定のひとびとの範囲とはみだして、多くのひとびとの上にひろがる、といういみで、後2番のルールに外在する。後2番のルールは、承認のルールを前提としつつも、それ以外の多様なルール（にもとづくゲーム）を展開する、といういみで、承認のルールに外在する。

以上の考察によれば、Hart の法理学の構想を、p.29 <図7>のように示しうることから、理解されると思う。Hart は、法実証主義や自然法思想など、法理論の極端な立場から距離をおき、自らの議論を構成しようとする。これはときとして、曖昧を意図するに似て、解りにくい理論的態度であるという印象を、ひとに与える。実際にはしかし、Hart は十分すぎるほど明晰な議論を展開している。

Hart が注意しているのは、法的ルールの‘究極性’が真か偽にすぎないことである。すでにのべたように、この‘究極性’は、1次ルール（にもとづく1次ゲーム）から高次ルール（にもとづく高次ゲーム）へと累加してゆく連鎖の階梯のなかで、発現される‘究極性’にほかならない。当該の法の体系への信憑に支えられ、2次ルールにもとづく部分ゲームに内属するばかりは、そのゲームの営みはとくに‘究極’の限界を見出しうるようにもおもわれよう。法哲学などに典型的な、法理論の極端な立場は、法の体系を真に単一の根拠や前提にしたがって、統一的に理解しようとする。しかし Hart は、法の体系はユークリッドの幾何学の如きエレガントな構成をもていないことを、むしろ積極的に立論する。<図7>に示したような、3つの2次ルールを包摂する複雑な構成は、Hart のそうした主張を表現するものでもある。ここでは、各2次ルールの‘究極性’は、互いに相殺しあって、相対性へと転化している。法の体系は、その2次ルール（にもとづく部分ゲーム）に内属するひとびとがしばしばとう信じたがるのとは異なって、決して‘究極’の根拠によって基礎づけられているわけではない。2次ルールの‘究極性’は、法の体系の内部においてさえ、それを外からみることか可能である。（このときとは、別の何らかの2次ルール（にもとづくゲーム）に内属している。）外からみられた‘究極性’は、もはやひとつの事実にはかならない*。

* Hart はみずからの法理学を、法学説とは厳密に区別している、と考えられる。法学説は、法テキストや法的権能を有するひとの適格な発言とは異なって、そのままだに法的効力を発生するものではなく、そのいみで、法の体系に外在する言説であるけれども、法の体系に内属するものの視点をとっている。そのため、法の体系を客観的に、事実として眺めようとする視点を構成できていない。法学説は、したがって、科学あるいは真理の言説ではない。ただし、真理の言説は対象の世界を事実として確定しようとする努力だからである。（法的に、事実（あるいはその総体である世界）に適合しようとする努力であることこの、‘真理の言説技術’については、あらかじめ稿を草する予定である。） 対して、Hart の法理学は、特定の法の体系への内属を前提しない一般的な議論であることばかり論、法学説が法の体系にどのように従属的な法的言説であるかについても、行きとどいた論述を怠らうとする。これは、複言語ゲームとしての法の体系を、事実として見据える科学的な視点を、併時もあつたといえない。これは、法をめぐる法的言説を、その効力と視点にしたがって、複言語ゲームの内/外に配置するという、一貫した主題にみちみかれている。このことと、Hart が実証法の実務に明かしていることとは、矛盾することではない。

このように考へずすめてくると、Hart の法理学の全貌はより明らかになる（と考へる）。

Hart が法の体系の存在を問題とする議論を、として、法的ルールに関する内的視点/外的視点の交錯を論ずる議論を、われわれは、複言語ゲームとしての法の体系にまつわる重要論点として、よく理解できる。

*

Hart は、法の体系の存在 (existence) のための必要かつ十分な条件として、つぎの2つを掲げている：

《したがって、法体系の存在にとって必要で十分な二つの最低条件がある。一方において、その体系の妥当性の究極的基準に一致して妥当しているこれらの行動のルールは、一般的に従われて (generally obeyed) なければならぬ。他方において、法的妥当性 (legal validity) の基準を明記する承認のルールおよび変更のルールと裁判のルールは、公権限の活動に関する交通の公的基準として公権限によって有効に承認され (effectively accepted) ていなければならない。》(Hart[1961:113=1976:126])*

* 引用文中「裁判のルール」とあるのは、本稿にいう裁定のルールと同じものである。

このような2つの条件がはかえられることは、法の体系が、1次ルールと2次ルールとの2つのルールからなることと、対応している。《このような二重性は、法体系の複合的な特徴をあらわしているにすぎない。》(Hart[1961:113=1976:127]) この条件をよく検討してみると、いずれも事実に関わる条件であることが、判明する。第1の条件は、ひとびとが現に、当該の法の体系のルールということにならざる——‘究極’の承認のルールが、それを定める——ルールに従っているかどうか、に関わる。第2の条件は、さまざま権能を与えられた公権限が現に、当該の法の体系の2次ルールを受容しているかどうか、に関わる。要するにこれらは、法の体系が、有名無実のルールではなく、現にひとびとをとりこみしている実効的な‘言語ゲーム’であるための、最低条件なのだ。

Hart が、法の体系の存在を、事実問題として捉えらえているのは、重要である。というのは、Hart のこの把握は、法を、ひいては社会の規範的構造を、事実としての水準で確定し、方法的な考察を継続に展開するための、基本的な視点を与えるものであるから。法が事実として、たしかに存在するという指摘は、うっかりすると凡庸な議論でしかないかのようにみられやう。しかしこれは、法的ルールに関する議論なのである。あるルール（にもとづく‘言語ゲーム’）を、その外から視ていき、それは事実で在る、という指摘は、Wittgenstein の冒険的な精神を踏襲する、非凡な洞察である。Hart が問題視した従来の法理論は、法学説と十分に絶縁しておらず（ということは、法理論家自らが内属する法の体系の、内部ならびに周辺に渦巻く法的言説からの文体的分離を十分に達成しておらず）、法の体系の存在を、法的言説の効力の延長上を考える、という発想を抜けきることできなかった。たしかに個々の法（法的ルール）の存否であれば、それは当該の法の体系の、承認のルールに照らすという手続きが担当して、さしつかえないのである。個々の法的ルールの存否とは、特定の法の体系の内部における、法的ルールの妥当性の問題にはかならない。だが、法の体系そのもの、承認のルールを含む当該の法的ルールの一切合財の存在、すなわちある社会の（法）規範的構造の存在は、その法の体系に内属した視点によつては判断できない。これは、ひとびとがルールにしたがう、という端的な事実問題である。事実の問題を、特定の法秩序の有する規範的な効力や、それにつらなる法的言説のなかで回収することはできない**。

** たとえば、わが国の現行法秩序が存在することは、まったくの事実問題である。あつての法学説、ならびにこの法の体系に内属する法的言説は、合法性や正統性の論議を絶えずし、この法秩序の存在(可

べきこと)を言いたるが、それらには人の成果も存し、法理論が二の種の言説から絶縁していることは、まことに重要である。

「あらゆるルールの違反を正すことができるように、ルールに規定しておく」ことは不可能である。ルール違反を正すためのルールも、手元違反されてしまうかもしれないから。つまり、とてつもなく円滑に営まれている法の体系とは、その体系が含む法的ルールの成果において存するのではなく、むしろ、争点問題として、すなわちわけもなくあるルールが従われているという事実において、存するのである。

「法の体系」とは、Hart がその法理論において、はじめで使用しうる概念である。法の体系は、まづに〈図7〉において示したように、決して形式的にエレガントではない。それが「体系」にみえるのは、件の複言語ゲームに内属しない自らの位置に十分自覚的な Hart の視座においてであって、ゲームに内属するがまじり、それは法の体系とはみえないのである。

成熟した法の体系は、形式的な体系(formal system)として自らを編成しようとする、根柢に衝動にまようごかされるかのごときである。近代的な国家体制が、自らの法秩序を実定的な憲法(constitution)のかたちで実現することになったのも、このような衝動のあらわれとも考えられる。この衝動は、現代数学をとらえた衝動と、軌を一にするものである(4 橋本[1982] [1983b])。しかしながら、法的秩序はひとつの体系をなしている、という事実も、法言説ないしは法的言説のうちで語りうることでもなく、語りつくされることでもない。それはただ単に、示される(manifest)のみである。法現象の内実である。社会の理論的な構造は、法の体系—複言語ゲームの全体を透しているとしても、そのゲームを遂行する法的言説のなかではとらえられない。

これに対して Hart は、外からする眼差を用意した。法の体系に関して新たな視座を提供する視点を、Hart の用語にならって、**外的視座**(external point of view)とよぼう。これに対して、法的陳述や法言説のように、法の体系に内在する視点を、**内的視座**(internal point of view)という。両者の関係を簡潔に示せば、〈図8〉のようである。

この2つの視座によって模範とされているのは、ルール(あるいは、ルールにもとづく「言語ゲーム」)一般の、2重な存在性格である。ルールは、**事実=規程**の2重性を帯びている。ルールは、ある範囲のひとびとをとらえて「言語ゲーム」として展開するが、その「言語ゲーム」に内属するひとびとからみれば、そのルールは「**規程**」であり(内的視座)、その内属からみればとらえらるからみれば、ルールがあるひとびとをとらえるという「**事実**」のみがある(外的視座)*。Hart が法の体系の存在を、1個の事実問題と規定してみせたこと背景には、彼が、法の体系のようにルールに支配される現象を、この2つの視座の交錯によって浮かびあがらせようとする方法的な着眼がある*。

* わたしは、「記号空間論」の一種の草稿において、〈規程〉という術語を格別の含意で使い、通常の**社会規程**とは区別してきた。ここで「規程」と称しているのは、一般的な用語法に従ったものであり、社会規程に相当する。

* Hart は法言説に無限定に侵入する内的視座についてきわめて警戒的であったため、外的視座を強調するまでもあるが、外的視座のみをとることによって、法現象を「観察可能な事実」に変えてしまふという考之方にも、同様に手きびしく反対していたことを忘れてはならない。Hart が反対した後者の立場を、彼自身は「ルール懐疑主義(rule-scepticism)」とよんでいる。この点においては、Hart はまことに Wittgenstein に忠実に、ルール(もしくは「言語ゲーム」)が存在するということも疑いうるという立場に、徹底して批判的である。

Hart は法の体系を、3つの2次ルールをもつ複雑な複言語ゲームと想定した。彼は、これを単一の視座から容易に客観的なモデルへうつしとれるようなものとは考えず、内的視座と外的視座とをすりあわせるようにして、ようやく肉薄しようものと考えた。内的視座は、自らルールに随順しつつあることを表す言説のなかを用意され、「言語ゲーム」の内側からその境界へと近づいてゆく。それに対して、外的視座は、「言語ゲーム」に内属しない外側から、その境界へと近づいてゆく。この2系統の言説は、ちょうど上積令と下積令とが収束していくように十分に微細な記述的性能をもったとき、当該の「言語ゲーム」の輪郭——ひとびとの身体におけるルールの布置状況——を確定するであろう。しかも Hart が問題としているのは、単一のルール(にもとづくゲーム)ではなく、幾重ものルール環によって編みあげられた、法の体系である。ひとつのルールが、ひとつの内的視座とひとつの外的視座とをもつものでもあるから、ルールの集合である法の体系は、まことに錯綜たる内的視座と外的視座との交差によって描きだされなければならない。あるルールの外的視座は、また別なルールの内的視座たりうる。法の体系を、1次ルールと2次ルールとの結合と規定した Hart の定式化は、いままたこのよう反文脈を透視してみなおしてみることができよう。2次ルールは、1次ルールに言及すること、1次ルールの外にたち、1次ルールに内属する内的視座とは区別された外的視座を用意すること、はじめ2次ルールを法として可視的(visible)となしえている。しかし1次ルールへの外的視座は、同時に、1次ルールをも包摂する2次ルールの内的視座にはかたらない——。

*

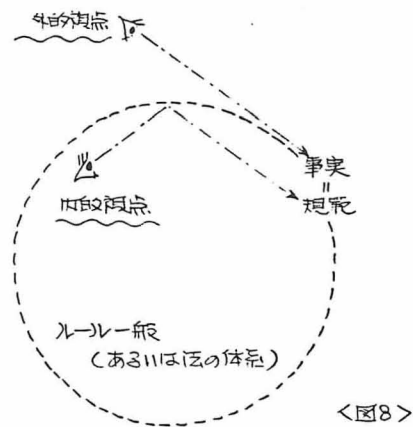
法理論にとどまらぬ Hart の非常に重要な貢献は、一般にルール(にもとづく「言語ゲーム」)が、**内的様相**(internal aspect) / **外的様相**(external aspect) の2側面を有することを、系統的に一貫して概念的に整理したことである*:

《社会的ルール(social rules)は、観察者が記録できる規則的、画一的な行動にみられる**外的側面**(external aspect)をもつ点では社会的習慣と交通しているが、それに加えて「**内的側面**(an 'internal' aspect)をもつている。》(Hart[1961:55=1976:63])

内的様相/外的様相を明るみに出すのが、それぞれ、内的視座/外的視座であった。同じ区分は、言説をルールの内/外へと両断する。**内的陳述**(internal statement) / **外的陳述**(external statement)の別がこれである*。

* 「内的」とは、決して心理的な内容のごときでもなく、とらえられてはならない。それは、「言語ゲーム」論の文脈で、ルールの内をさすのである。Hart も言う、《ルールの内的側面は、外部から観察可能な身体的行動と対照をなす単なる「感情」('feelings')の問題として、しばしば誤って説明される。……(中略)……しかし、このような感情は、「拘束力ある」('binding')ルールの存在にとって、必要でも十分でもない。》(Hart[1961:56=1976:64])

* 法律学や法解釈学などの言説を、法言説として一括するとすれば、果たしてこの法言説は、当該の法の体系の内的陳述であるのか、それとも外的陳述であるのか? いっぽうさしたかに、当該の法の体系



において法的効力をただちに持つことがないという点に於ては、法学説は法の体系のルールのうち
に於て法の体系の外的陳述であると規定してもよいように思われよう。しかし、だからと言って、こうした
素朴な法学説を、Hartの法理学と同等視するとしたら、これは誤りである。法学説は、やや着眼を
ずらすならば、やはり当該の法の体系に依存しており、法の体系の内的陳述であるとみえる。と言うの
は、法学説とは、当該の法の体系の法実務——2次ルールにもとづく部分ゲーム——に専らたずまわす
(特定の)ひとびとが、法実務への内属からはなれた(ゆえに法的効力がない)所に、自らがこの
2次ルールに内属している(いた)ことを手段的に、おそらくは内的視点から、当該の法の体系
の作動に関する解説的言説を展開すること、と考えられようから。のみならず、この種の言説は、
法の体系の作動にとって、不可欠である。法の体系において効力を有する言説——法律家、
判決、命令、宣告、証言、……——のみでは、法の体系は作動しない。これらの言説は、いわば骨
である。これらの、法的ルールを生ずるひとびとの適切なふるまいによって、不断に肉付けされて
あることを要する。骨格的な法的言説の隙間は、無数に微妙な法的言説のかわめまによ
って埋められなければならない。法学説とは、法実務にたずまわすに必要とされる、ひとびと
のふるまいの形態である。これは、法実務担当者あいだで当然生ずるコミュニケーション
の試みであり、ひとびとを法的ルールと結びつけるための媒介なのである。

内的(internal)/外的(external)という二系統の概念系列の区別に立脚するHartの議論は、
以上のように考えるならばあまりにも明瞭であり、一種爽快ですらある。ここで、内的/外的の概念
対について、確認しておこう。内的とは、ひとの行為を、あるルール(にもとづく「言語ゲーム」)
に内属してはるまじう遂行(performance)、として固むときの性格である。このときひとは、その行為
を理解するのであるが、それは自らもまた、その行為を支配していた同じルールに内属してはるまじ
うことによつてしか、可能でない*。これに対して、外的とは、ひとの行為を、あるルール(にもとづ
く「言語ゲーム」)に支配されるかいかにかかわりなく、とにかく生起する事実(fact)、として固
むときの性格である。これらはそれぞれ、そのルール(にもとづく「言語ゲーム」)の、規範/事実と
しての2重の存在性格にみあうものである。

* 「同じルールに内属する」と簡単に書いたが、しばしばこれが逆さのもとになる。あるひとびとは、同
じルールに内属することが証明されない限り、同じルールに内属していることを承認しようとはしない。し
かし、ルールいふより先ず、ひとりひとりの内的様相においてルールなのである。同一性の証明は第
三者の客観的な視点を必要とする。したがってこの証明は、(ちょうど Husserl の他者の存在証明
が不直尾であるのと同じような具合で)成功しづらい。

同じルールに内属することの証明の不可能と、同じルールに内属することの不可能とは、まったく別である。
「同じルールに内属する」ことは、あるルールを営むひとびとの遂行のたぐいであるにあり、前提として疑
うことができる。といふことはなく、Wittgenstein の語り口をかりて言えば、同じルールに内
属するかどうかに疑いを持ち、その証明を試みること自体が、すでにどうした疑いの不可能を示して
しまっている、という。というのは、同じルールに内属することの証明を企てること自体、ひとつの新しい
ゲームであり、そのゲームを遂行するといふふるまいにおいて、ひとびとのゲーム一般への信頼とそのル
ールへの内属とも、表明するものであるから。

くりかえしのバタのように、Hart は、1次ルールと2次ルールとの結合に、法の本質をみた。ルー
ルの複合する複言語ゲームの場合、ルールの内/外は、当然錯綜する。

一般に、1次ルールに言及する2次ルールは、① 1次ルール(にもとづく「言語ゲーム」)には内属

しない、という点で、外的であり、② 2次ルールを自身には当然内属している、という点で、
内的である。pp.34-35 に於て論じた法学説の場合にも、これに似た微妙な両義性があった。

法の体系のもっとも基本的な2次ルールである、承認のルールをめぐって、考察をすすめる。承
認のルールは、法的ルールをとりあげては、それが現行の法の体系のルールであるかルールでない
とかを、判定する。そして、承認のルールによつて、(現行の法の体系において効力のある)法であ
ると認められることを、法的妥当性(legal validity) というのであった。さてこの、法が妥当す
る(valid) という観念は、承認のルール(にもとづく「言語ゲーム」)の内的視点に於てだけ、
いみがある。承認の2次ルールは、1次ルールに対して外的であり、そのぶんだけひとびとを、法の
1次ルールから自由にするかのような、印象がある。承認のルールのおかげで、ひとは、ある法的ル
ールを法であることとめることも、みとめないこともできるはずであるから。しかしそれは、結局みか
けだけのことにはすぎない。1次ルールの外に出るためにこのゲームにまきこまれたひとびとは、その
結果として2次ルールの内にいることを発見するだけなのだ。かくして、承認のルール(にもとづく
「言語ゲーム」)とは、ひとびとに、(1次ルールとしての)法が(有効に)存在する、という事実
を、受け容れなければならぬ、と迫る規範的なゲームなのである*。

* ひとの外部にあって可視的な規範であれば、ひとはそれから自らを隔てることかたまたま容易で
ある。それに対して、事実認知と同時に作用し、事実認知のなかに自らをかくしている規範は、権力
の作用のもっとも有効な回路である。なごらひとは、戦略的な反抗を試みる場合にしか、そこから
自らを隔てることができなからである。こうして承認のルールのごとき2次ルールが、謀る、事実 =
規範の2重性は、権力の作用の一局面として、注目し得る。

ひとは、承認のルールの妥当性を考えることによつて、この承認のルール(したがって当該の法の
体系)の外へ出ることができると信じるかもしれない。しかし、これもまた奇妙な錯覚である。な
ごらひは、妥当性の観念を唱えつづけることによつて、半ばはもとの承認のルールにひきまどされ
ており、しかも承認のルールが妥当しないことを論証するという無謀な試みが成功するはずはないこ
とによつて、この股出の望みも絶たれるほかないからである**。承認のルールは端的にひてをまき
こむのであり、法の体系の内部でそれを客観視することのできない、「究極性」を帯びている。

** 承認のルールは、自分自身の妥当性については言及したりしないものであって、これは法実務家の健全な常
識に属する。といふ。この点を書いた。自己言及のルールを描いてみせるなどして、承認のルールが
必ずしも当該の法の体系に完全な現拠を与えるものではないことを、露呈させることも、できるわけ
ではない。ただしこれは、レトリカルな、もしくはアイロニカルな努力としてだけ、意味がある。もし
も、承認のルールの妥当性を根拠づけることができるか、まじめに考えこんでしまふ法学説がある
はず——といふ実際、あるはずが——、それは珍妙な法学説の奇態な魅力である、と云うほかない。と
ゆえに、Hart は言う、《ある一定のルールが法的に妥当するかどうかという問題が出される場合、そ
の問題に答えるためにわれわれは別のあるルールによつて与えられる妥当性の基準を用いなければ
ならない。》《他のルールの妥当性評価のための基準を与えるルール……(中略)……についでまた
は、それ自身の法的妥当性を評価するための基準を与えるルールが……》《承認のルール
の法的究極性を強調した人々はこのことを表明するために、体系の他のルールの法的妥当性は
承認のルールを参照することによつて証明されるのに対して、承認のルールの妥当性は証明され
ないものであって、それは……「仮説」なのである、とのべた。しかしながら、これは重大な誤解を招く
ものである。》《基準を与える承認のルールそのものの妥当性について、どのような疑問(=ルール
の体系内部で生じた疑問：引用者注)は生じない。承認のルールは有効(valid)でも無効

(invalid) でありえないのである。この仕方を用いることが適当であるとして単に容認されている (simply accepted) ののである。》(Hart [1961:103,104,105,105f=1976:116,117,117f, 118])

承認のルールが明らかにならない限り、2次ルールにしたがう言説は、それ自身、そのルール(の体系)の内的陳述である。2次ルールにしたがうかぎり、かりに2次ルールに言及しようとしても、その言説は2次ルールの外に位置と確保することができない。

内的陳述という用語を用いれば、法の体系について、次のように言うこともできる: 法の体系とは、内的陳述であるような法的言説の全体からなる。義務の1次ルールにおいて、ひとは義務をだめに帰すべきことをめぐって、特有なことばづかひを示すであろう。かかる言説は、内的であり、また(原初的に)法的である。次に、義務の1次ルールに関する言及を義務の1次ルールの側からたどって、言説の空間のなかから法的言説に相当する部分を区画する。内的陳述の回路には象系統もあり、法言説へもびてはいるが、それは承認のルール(法的妥当性の言説)からははみだしている。法言説は、あらゆる法的ルールの全体といういみでの(探査の)法の体系には属さないが、(探査の)法の体系の周囲にしたがひ、法的営為を可能にするために必だんに補われなければならない法的言説である。

言説の空間のなかから法的言説の占める位置を区画し、法の体系の所在を明らかにするうえで顕著な有効性をもったのは、書字(écriture)の介入である。法が文字で記されること、すなわち法典(authoritative text)の編纂自体、法の事実性を堅固にする。法典に於いては、法のみならず、法的ルールへと言及する行為それ自身も、可視的となる。文字として定在するにいたった法は、1次ルールの客観性に感性的な形態を与え、これを法と認知するひとびとを悉く2次ルール(にちとづく「言語ゲーム」)への内属へとひきこむ。文字は、語々の1次ルールの水平的な対立を¹¹¹¹¹脱しよとする権力のまなざしとともにあらわれ、2次ルールの発達を加速する、権力装置の一部である*。

* 文字(letters)は、言語表現でありながら、行為する身体の現在とは異なる形態の自己性をもっているために、身体の外部に、客観的に与らざる存在性を有する。ルールの内的陳述を文字に表記した場合は、①それを内的陳述として読みとる、ルール随順的な内的視点、②そのルール(にちとづくゲーム)の事実的な存在を首肯する、外的視点、の2重の視点が容易に可能となっている。(もちろん音声表現の場合にも、この2重の視点は不可能ではないが、後述(②の外的視点)をとるときは、発話の直前で、疎通不全の状態を示すことになり、社会関係を変動させようであろう。したがって、実際の場面でのこのような2重の視点を自在に行使することは、きわめてむずかしい。) テキスト体験の本質は、文字の介入によるこのような言説に対する視点の2重性の露呈にある、と云えられよう。文字については、「言説の制度」論のなかで、別に論ずる予定である。

これまで知られていた法的ルールをたんに書きとめるというのは、Hartのあげたもっとも単純な承認のルールである。成立した法典は、編集したり、参照したり、引用したり、書きかえたり、という通常の書字に属する一連の操作に服することができよう。これが法的ルール(1次ルール)の効力に影響するとき、変更のルール、そのほかの2次ルールが出現の余地を、明確に機能しはじめる。Hartの法の体系のモデルには、このように、書字にともなう言説の機能的な拡大が、暗黙のうち各所に前提されている、と考えられる。Hartの2次ルールを、書字行為を核とする法の言説技術の展開例として、考察しなおすことができる。

*

『法の概念』の最終章において、Hartは国際法(international law)のモデルを彼流に提示している。これもまた興味深いものである。われわれはHartの法理学の要約的紹介と解釈(改訂?)のしめくりとして、これを検討しよう。

国際法を論ずる場合も、Hartの着眼は、(国内法の)法の体系を考察していった場合と、基本的に何ら変わることはない。ただ面白いことに、彼の主張する国際法のモデルは、これまで検討してきた国内法の(法の体系の)場合と、一見したところびっくりかえったかたちになっている。すなわち、各国の法の体系は2次ルールをその頂点にいたっているのに、さらにそのうえにひそがる国際法の秩序は、ほとんど1次ルールとみなすべきものであるというのである。

Hartによれば、国際法は、これまできわめて手こずらく論じられてきた。そのご二枚なさは、通説がうまく解決できないでいるふたつの疑問に、典型的にみとることができよう。その疑問はいずれも、国際法を、国内法の体系の諸属性からの直接の類推においてとらえようとする、不適切な支入見によって、核心からずらされているのだ。第1の疑問は、国際法は、国内法の法の体系を特色づけるような有効な制裁を持たないから、法の名に値しないのではないかと、いぶかる。第2の疑問は、(国内法の法の体系においては何にものにも拘束されないはずの)主権者である国家が、国際法に拘束されたりするのは奇妙ではないかと、いぶかる。だがこれらは、法を、特定の(義務を課す)ルールにしたがう「言語ゲーム」とみるHartにとって、いと易く解ける問題なのである。

第1の疑問は、例の、法を威嚇と脅迫とする命令と、とらえようとするところから生じている。《国際法は組織された制裁がないために拘束力が低く主張することは、法は本質的には威嚇と脅迫とする命令に関する事柄であるとする理論のなかに含まれていて義務の分析を暗黙に受け入れることになる。》(Hart [1961:212=1976:236]) だがしかし、ほんとうは《義務の規範的な概念を組織された制裁によって支持されているルールに限るべき何らの適切な理由もない》(Hart [1961:213=1976:236]) のである。また、Hartの指摘によれば、国内法の場合ひとびとがほとんど腕力や知力において平等であるため、制裁が有効であることをいのに対し、国際的な場面では、諸国家の實力行使に対する有効な制裁はきわめて存在しにくい。

第2の疑問は、だいいちに、法を超越する国家主権のような実体的な主体を想定し、しかもその純然性を強調するという、国内法の法の体系に対する無理解から生じている。国家主権なる概念は、じつは、国際法秩序(ルール)によって支配されているという事態と、矛盾しない。《ルールが許す範囲においてのみ国家は主権をもつ》。《そのルールがどのようなものかを知ったときのみ、どの国が主権的であり、その主権の範囲がどれくらいを知ることができる。》(Hart [1961:218=1976:241]) いわゆる「意思主義」とは、主権者である国家が拘束されるのは、自らか自らを拘束するときにかきられる、という説であるが、このような想定は当然にも必要ない。また条約が、合意(consent)からのみ成立する、と考える必要もない。《個人あるいは国家からなる社会において、約束、協定あるいは条約の言葉が義務を生じるために何が必要かつ十分であるかと言えはしむ、そのことを規定し、これらの自己拘束作用のための手続きを明記したルールが、普遍的である必要はないが一般に認識されていることである。》(Hart [1961:220=1976:243])

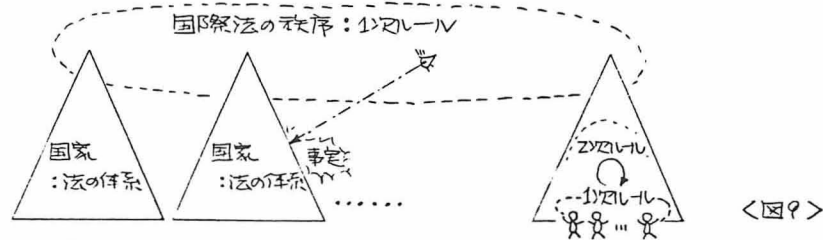
国内法の法の体系を、Hartは1次ルールと2次ルールとの結合において理解した。これは繰り返しのべてきたことである。しかし、Hartは、これによって「法の概念」を尽くそうとしているわけではない。法の概念の中心は、やはりみとらる、義務を課すルール(にちとづく「言語ゲーム」)にかかっている。この事情が、国際法をめぐるHartの所説によくあらわれている。

《国際法は立法機関および裁判所に関する変更および裁判の第2次的ルールを定めているだけでなく、法の「源」を明らかにし、そのルールの確認のための一般的規程を規定している統一の承認のルールをも定めている》、したがって、《諸国家のためのルールは、義務の第1次的ルールからのみ成る単純な形態の社会構造に似ている》(Hart[1961:209=1976:232])。2次ルールが欠けているとは言っても、それは、法の体系における場合のように1次ルールが(法として)可視的になってはいないだけで、1次ルールが存在しないことまでも意味しない*。実際どうした1次ルールによつて、国際法の秩序が営まれている、とHartは考える。

* 国際法の舞台では、条約の締結にしろ、また外交交渉にしろ、熟達した専門家がとりしきり、さまざまな文書によつて処理される。これらの技術は、もちろん、それ相応に発達した国内の法の体系によつて維持せられている。こうした書き代わられた法的言説によつて成立する、という点では、国際法は、(いわゆる中間法段階の)義務の1次ルールのみからなる単純な法秩序と、比定すべくもない。比定すべきは、2次ルールの欠如、とりわけ権能を付与するルールにもとづく、国家の上位主権の不在、である。

このように、国際法の秩序が義務の1次ルールのみからなる、単純な法的秩序によつてまず近似すべきものであるとしても、わけわけはそこに顕著な相違をもみとめてしかるべきである。すなわち、言うまでもないことながら、義務の1次ルールが、ひとりびとりの人間をまきこむ「言語ゲーム」であったのに対し、国際法のルールは、それだけの国家を、あるいはすでに検討してきた法の体系を以て自任を、内属させるものである**。このような国際法の位置を、かんたんに図示すれば、〈図9〉のようである。

** 「国家」('a state') についてHartは、彼の法理学の立場から、つぎのような規定を定めている: 《「国家」という表現は、本来あるいは「その性質上」法の外にある人や物の名ではなく、次の二つの事実を言及する方法(a way of referring to two facts)である。すなわち第一に、ある領域の住民が、立法府、裁判所および「第1次的ルール」として特権をもつ法体系によつて与えられた秩序ある政府の形態の下に住むこと。第二にその政府が曖昧だが一定の独立性を享有すること。》(Hart[1961:216=1976:239]) 国家はこのように、理に効力あるルールの体系であるのだが、それが外から——国際法のレベルの垂注する内的視点から国家をみると、国家は外から眺められるべきでない——みられるとき、このような二つの事実としての相をおびるのである。



以上のように国際法をとらえるならば、それは国内法とたしかに似ており、‘法’の名に値することになる。しかし、ここが似ているかに関しては、慎重な考慮が必要である。国際法は、一連のルールを含むが、(基本的に)それらはいずれも1次ルールである。そしてこのルール(にもとづくゲーム)の‘主体’は、それ自身が複言語ゲーム(=法の体系)であるのだ。国際法は、複言語ゲームを内属させるけれども、それ自身は単純な‘言語ゲーム’である点に注意せよ。

しからは、国際法の秩序をかたちづくる一連のルールの相互関係とは、いかなるものか? Hartの回答は明解である。それは、諸々のルールの単なる集合(set)にほかならない。これらのルールは、法の体系とよべるだけの内的構成をなしていないからである。

国家はしばしば、国際法のルールを踏みやぶることが出来る。そこでひとびとは、国際法の觀念に不安を感じ、武力による制裁が不可能であるのなら、せめてそれにかわる基準をさがそうとする。《ケルゼンおよび多くの現代の理論家達は、国内法と同様に国際法も「根本規範」ないしはわいわいの承認のルールと呼ぶものをもつし、また実際もたなければならぬと主張した。》(Hart[1961:228=1976:251]) しかしながら、ルールの単なる集合については、ルールの拘束力をひきだすような究極の《規定はないし、また何も必要としない》。《根本的なルールないし承認のルールが、義務のルールないし「拘束力をもつ」ルールの存在のための一般に必要とされる条件であると仮定することはまちがいである。》(Hart[1961:229=1976:253]) こうした誤りは、ルールの概念を、あるいは Wittgenstein 以来の「言語ゲーム」のロジックを、よく理解しないところから生じる。1次ルールのみからなる法的秩序の《より単純な構造においては、ルールの効力は何らかのもつと根本的なルールを参照することによって示されなければいけぬ。このことは、ルールやその拘束力あるいは効力について何らかの疑問が説明されないまま残されているということをも意味するものではない。》《単純な構造のルールは、より進歩した体系の根本的なルールと同様に、もしそれらが拘束力をもつものとして受け入れられ機能しているなら、拘束力をもつのである。》(Hart[1961:230=1976:254])

6. ルールと権力

Hartの提起によるルール観によれば、法的レベルの拘束力は、もっとも単純なルール環(もしくは‘言語ゲーム’)の性能に帰着することになる。あるルール環の効力(efficacy)と別のルール環の効力によつて担保することは、たしかにできるかもしれないが、それはやはり後者のルール環の端初的な効力に依存するかたちになるわけであり、結局、議論は単一のルール環の端初的な効力から出発するしかない。

ルールがひとびともとらえる仕方は、注目し値する。なぜならば、Hartによれば、国家もしくは法の体系は、こうしたルールの複合によつて形づくられているはずであるのだが、どうだとすれば、近代の政治学や権力学説を、このルールの概念(の複合)によつて分析的に再構成することが可能であるとも考えられるから。そこで、最後に本節では、Wittgensteinの示唆にもとづきHartが展開した、ルールにもとづく‘言語ゲーム’と、権力現象との関連について、試行的な考察をすすめてみよう。

ルール(ないしは、ルールにもとづく‘言語ゲーム’)とは、もっとも単純な概念である。それはひとびとの語身体を一律に(uniformly)とらえる、なんらかの形式性のある作用である、と考えられる*。この概念は、局所/全域(local/global)的な規定を定めている、というのは、ルールとは、場所論的な規定をもとなわれない身体への作用であるから。ルールは、いま・ここにあるという具合に、局限された現象のなかではつかみえない。ルールは、それら現象のうちを、もっと抽象的に展開していく。ルールの展開(あるいは‘言語ゲーム’)は、その要諦が‘出来事’として観察されるにせよ、概念上、特定の所=空間のうちに関わりあわれる、ということがない。

* 厳密に考えれば、ルールと身体とは、相互形成的である、とみとられる。Parsons 派の社会

化理論の発想にもとづくならば、ルールとひとびととは必ず相互に外在しあうことのできるものであって、しかるのちに、ひとがルールを内面化する、と解されるかもしれない。しかし、ルールの外側にはひとはなく、ひととはさまざまなルール（にもとづく「言語ゲーム」）の複合である、とする見方も、同様に（いや、むしろさらに）真相に迫っている、と考えられる。Chomsky 革命以降、理論言語学等の分野において、経験論が全面的に取返しを得たか、合理的な理論が地歩を占めたことなどはたとえば、後者の有力な擁護となる。

ひとの身体を分析的に追尾していくと結局は、諸々のルール（あるいは規範的な形式性）に解消してしまうが、またその一方向で特定のルールの展開を見渡していくと、諸々の身体のあるまじの散在に拡張していかけていく。この観点からすると、諸々の身体とルールとは、社会空間の内部で相互に交差しあう、形式性の二様相 (the dual aspects of the formalities alternating each other in the social space) にほかならない。したがって、とりわけその一方向、たとえば身体だけを主体視して、ルールがそこに作用し、内面化される理論に注目する、社会化理論の発想は、とりたてて方法論的な優位を有しないのである。

さて、いま、社会空間の内部で、ある身体の同一性に着目すると、その身体における諸々のルール（あるいは形式性）の、局所的な相互関係が主題的に表面化する。身体は、諸々のルール（あるいは形式性）——これを、空間との接線系において、わたりはく「規範」とよぶ——の場所論的 (topological) な産物として再発見される。そして社会は、これらの身体の集合態として復元される。また同じく、二人などのあるルールの同一性に着目すると、そのルール（にもとづく「言語ゲーム」）が諸身体のあるまじを波及する循環——ルール環——が主題的に浮上してくる。ルールの概念が、局所/全球的な規定を欠いていない、との仮定は、まさにこの理由（すなわち、ルール環が特定の身体に不問的であるという理由）による。ルール環において、ルールの形式性は、諸々の身体のあるまじの (performative) 散在として再発見される。そして社会は、これらのルール環の複合として復元される。Hart の法理学は、言までもなく、この後者の試みである。

諸身体は、原子 (atom) のように空間内に孤立・分散しているものであろうか？ もしもルールの概念が成立するならば、諸身体はどのように分散するのではなく、連累しつつ集合態として空間に帰属するかたちになる。間身体的に波及する諸形式の存在、とりわけ言語の存在は、社会空間におけるこのようなルールの成立を、強かに示唆する。わたしの「記号空間論」が「言語」（＝間身体的に波及する形式性一般）を、空間の基本的な作用素とするのは、議論のこのような射程にもとづいている。

ルールは二のように、所-空間内に限定された特定の身体に結びつかないという点で、それ自体普遍的 (universal)、理想的 (idealistic) な概念である。こうしたルールの概念を所与として出発する立場は、これまでのわれわれの時代を特徴づけたいくつかの文体上の不整合——たとえば、身体のあるまじ = ここから出発して他身体へ、さらに規範性一般へ架橋しようとする場合の、(近代)現象学の裂開や、理想的な全球にわたる事実性 (物質的世界) から出発して観念へ、さらには規範性へと到達しようとする場合の、唯物論的な文体の不整合——を、その当初から回避してしまうように構築されている。この点で、ルール概念から出発する議論は、まことに handy な文体を提供する。

「言説の制度論」は、空間における言説の配置・展開を手掛かりにして、社会空間の基本的な産物と見えようとする企図をもっている。この議論の焦点のひとつは、力学における力のようにそれ自体不可視 (invisible) なものである権力を、触知可能であり理解可能である言語的な諸形象によって、検出し、計測し、その作用の法則性を論定する試みにある。ここで問題は、言語と権力との相互関係がいかなるものか、である。しかるに、あらゆる議論が一致してみとめるべきところによれば、権力が大規模に制度化される場合、それは法的な表現をとるものだ。これら法的な制度化を施された権力の

諸形象をめぐって、法学・政治学は長い議論を重ねてきている。そして Hart の法理学の大胆な提言によれば、すべて法現象はルールとともにあり、発達した法の体系は精緻なルールの複合とともにある。この Hart の提言の含意をわれわれの試みにひきつけて考へなおすなら、それは言語と権力とを相互に関係づけることのできる中間項として、ルールを顧慮することではなくて何であるのか？ けれど Hart によれば、制度化された権力の実質である 2 次ルールは、言説の性能にもとづいて 1 次ルールと結び、法としての位置をえているのである。

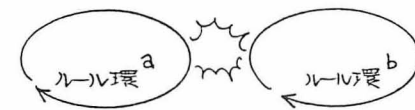
*

Hart が「1 次ルールと 2 次ルールとの結合」というアイデアを通じて明らかにしたのは、あるルールと別のルールとのあいだに、言語が介入する仕方であった。それは、複言語ゲームの 1 特殊場合であって、一方のルールが他方のルールに言及し、そのルールを自らのなかにとりこもうとする場合である。このようなとき、何が生じるのかを考へねばならぬ。

法の場合、1 次ルールが社会ルールである点が、特徴的である。社会ルールにもとづくゲームと狭義のゲームとは、どちらがより一般的であるのか？ 狭義のゲームは、時間・場所・人員を限って、意識的に開始され、意識的に終了する。すると、狭義のゲームは、その開始に先立ち、かならず何か交渉の過程をたなければならない。この交渉の過程は、狭義のゲームには属さず、その外なる「言語ゲーム」、すなわち社会ゲームに帰属する。こうして、すべての狭義のゲームは社会ゲームに埋めこまれている。そして狭義のゲームは、とくに社会ゲームについて言及したりすることはない*。したがってわれわれは、Hart が法の 1 次ルールとしてみとめた義務を課すルールにもとづくゲームのごとき、社会ゲームが一般的であるとみてよい。

* ある種のゲームは、その外に広がる社会ゲームをミニチュアとするものであったり、再現するものであったりするかもしれない（まぼく、演劇、……）。しかし、ここで、社会ゲームとのつながりは、みとられるのであって、明示的に言及されるわけではない。

社会ルールは、定義上、多くのひとびとを内属させるものである。しかし、実際上、ある社会ルールが多くの一ひとびとを内属させるか否かは、何ら保証の限りではない。当該の社会空間には、数多くの社会ルールが（実際に、あるいは可能に）存在する。これらのうち、両立不可能なものは、相互に外在しあいつつ対立する。実際に存在するこの種のルールは、互いに異なるルール環としてひとびとを分散する（<図10>）。これらは互いに外的視点をとりつつ対峙するため、互いを抹消すべき事実としてだけ発見するであろう。これが、異文化接触の最も苛酷なケースである。



<図10>

ある（社会）ルールは、ルールとして確実に一定のひとびとを内属させるかどうか、按ずれば、その（社会）ルールが現実 (reality) を現出するかどうかは、不確定 (uncertain) である。ここで、すでにのべられた論点を確認しておけば、当のルールは、これに対処することができない。なぜなら、問題になっている不確実性は、まさにこのルールに内属するか否かをめぐって生じているのであるから。

そこで、もしルールの不確実性に対処するものがありうるとすれば、それははじめのルールとは異なる。また別のルールである。たしかに Hart はこの事情を理解し、1 次ルールに開設する 2 次ルール

ールのモデルを提出したのであった。Hart ののべるところについては、すでに本稿でこれまでにみた通りである。われわれは以下で、この2次ルールによる対処の本質について考えたい。(なお、ここでこの「不確実性」とは、先に紹介した Hart[1961]にいう場合とは少しく異なり、厳密に何ガルールであるかを決める疑問ではなく、特定のルール及びひとびとの身体において実現されるかどうかに関して用いているので、混乱をまよわす注意されたい。)

2次ルール(にもとづくゲーム)に内属する視点からみると、2次ルールが仮にゆえ、1次ルールの不確実性に対処できるかは、明白である。2次ルールは、1次ルール(法)に言及することを通じて、ひとびとの行動と法(=事実として別出されたところの社会規範)とを、同次元でつまみあわせ、対照することができる。ひとびとの行動とこのルールとは、ちょうど速度と加速度のように、この次元を要するのであって、そのまま対照することが出来るわけではない。行動は、たんにルールに従いまた違背するだけである。ところが、行動ならびにルールに開投する2次ゲームが創始されるにおよび、行動とルールとは2次ルール(にもとづくゲーム)の内的視点からみると、同等の対象性を帯びはじめる。なぜなら、2次ルールは、法的言説を行使するゲームであり、行動も(1次)ルールも、言説に答をこえてこのゲームのなかにやってくるからである。行動がルール(法)に合致するかどうかは、法的言説の内部的な操作の問題となり、その操作によって判定可能の問題となる。こうして、法を個々の行動に「適用」することが可能となっている。

言及行為は、ことばの本来的な性能にもとづいて、当該の社会空間内の任意の行動を2次ルールのうちへもたらし、然るべき法と対照させることが(原理的に)可能である。すなわち、逆に言うならば、この同じ手続きを通じ、ことばは、その本来的な性能にもとづいて、このような法の適用を空間の全域に及ぼすことができる*。このとき、法(法的ルール)は、空間において一様にはたらく作用系(operator)に転化している**。

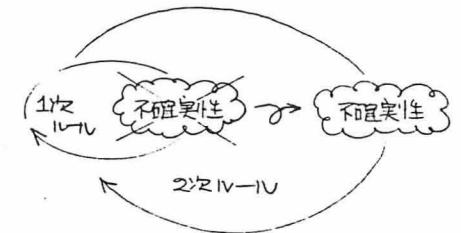
* 空間の全域——ひとびとの存在する諸身体の総体——はこの2次ルール(にもとづくゲーム)に内属されるわけではない。それらはことばを経由し、言説のかたちで、2次ルールの内部に(可能的に)再建されるだけである。したがって正確には、「法の適用が空間の全域におよぶ」という信憑は、2次ルール(にもとづくゲーム)のなかでとりあえず、効果されているわけである。2次ルールの内的視点にたつならば、事態はこの効果のとおり、すなわち「法の適用が空間の全域におよぶ」ように、みとれる。これは、法的権能を付与された者の適格な行為の、あるいは法実務家の、内的視点において生ずることである。

** 2次ルール(にもとづくゲーム)の成立は、Hart が法の体系の「存在」についての「た」と同様の11みで、1個の事実問題である。したがって、それは、他の事実が知られるのと同様の仕方、当該社会のひとびと(1次ルールの遂行者ら)に到達するであろう。しかしこれは、ひとびとの行動に外的に作用するわけではなく、ひとびとの行動のルールとしての位置をしめるわけではない。ひとびとが2次ルール(にもとづくゲーム)の内的視点を有するときにはじめて、彼は自らの行動を、法(法的ルール)に服すか否かとして発見する。2次ルール(にもとづくゲーム)は、自らを法的言説において展開するが、この法的言説を、もたつたことばの本来的な性能にもとづいて、空間の各所へと波及させることが、2次ルールの社会規範としての作用を生産する根本的な戦術である。この結果ひとびとは、1次ルールに埋没した無言語状態を脱し、自らを法(とそれにもとづく2次ルールの内的視点)のもとに発見することになる。法(言説のかたちをとった法的ルール)は、1次ルールが2次ルールに登場する仕方であると同時に、2次ルールが1次ルールに浸透する媒介である。

1次ルールが、2次ルールのまごで、不確実性に対処をほごこされる仕方は、このように明らかと

なった。しかし、この対処が、はたしてはじめの問題に解決を与えているかについて、なお疑問があらう。われわれは忘れてはならないのは、2次ルールもまた、ルールそれ自体の資格においては、1次ルールにほかならないことであった(Lp.10)。2次ルールがかりに、1次ルールの不確実性一般について対処しようとしても、2次ルールはそれ自身また1次ルールでもあることにより、あらたに不確実性をもちこんでしまうことになる。これでは、はじめの不確実性を抹消したというわけにはとていかず、ババスキのババのように、それを順かくりにして、別のゲーム(2次ルールにもとづくゲーム)のなかに捨ててしまっただけ、ということにはならないか?

このような事情は、たしかに存在する。1次ルールの不確実性に対処するようなタイプの2次ルールというものがあるとしても、この2次ルールはたしかにやはり不確実性を孕んでいるはずである。この不確実性は、いかなる対処もなされないうまま、放置されている。そして、この不確実性に対するに対処する高次ゲームを考へようとしても、やはり対処されない不確実性がさいごにこのころである*



<図11>

* この原理は、ルール違反の場合と同様である。ルール違反に対処するルールというものはたしかにありうるが、2次ルール違反に対処するルールの違反の可能性に対しては、有効に作用しない。

2次ルールの累積によっては、ルール(の体系)から不確実性を抹消することはできない——このことがたしかであるとしても、2次ルールが加わることにあって、たしかに何らかの変化が生じてはいる。<図11>に示すように、1次ルールの不確実性に対処する2次ルールのもとでは、はじめの不確実性が1次ルールともども可視的となり、法の適用をかけるという形に対処される一方、不可視な不確実性があらたに発生している。この交替は、相殺しあって差しひきゼロであるようにもみえよう。しかしそれは、<図11>を眺める詭言のように、いかなるゲームにも内属しないまったくの外的視点にたつて言うことである。1次ルールの内的視点にたつて言えは、いかなる不確実性も可視的でない(あるいは、不確実性に対する対処があらうことが知られていない)。また2次ルールの内的視点にたつて言えは、1次ルールの不確実性だけが可視的となっており、しかもこの不確実性はほごにに対処されている。2次ルールがつけ加わることによる複言語ゲームへの移行にもなれ、当該の法的秩序は、1次ルールの不確実性に対処している、との(言うないで)「自信」を、あらたに手にしたかたちになる。この「自信」は、2次ルールの内的視点をわがものとするすべのひとびとに、わけもたれていくことになる。

このように考えすすめてくるとき、われわれはつきよりの重要な推測に到達してもよかる——1次ルールの不確実性に対処する2次ルールは、およそあらゆる不確実性を抹消したルールであることにより、ひとびとを確実に内属させるのではない。そうではなくて、上記のように1次ルールに対する優位を示すことにより、いふんらは確実に内属している。とひとびとに信じさせるのである。1次ルールの不確実性に対処する2次ルールは、ルールとしての効果——ルールがルールであることにより実現ひとびとを内属させること——によるのではなく、ルールの効果——ひとびとがルールに内属したことによって生じる自己解釈——において、その規範的長統能力を発揮しているにすぎない。このような1次ルールと2次ルールとの位置関係のなかに、われわれは、制度化へとむかう権力

(power) のもっとも端初的な様相をみてとることができよう。

*

ここで権力について、予想的ながらも圧縮した論究を行なう必要がある*。

* 権力についてのまとまった論述は、選集となっているが、別途に『権力論』として成稿する予定である。

権力について論究しようとする場合につきあたる困惑のひとつは、権力が言説のそとにひびき、言説と言説との間や、言説と非言説(なんらかの出来事)との間などに滲みこんでいるようにみえることである。権力がどのように言説の「反領域」であるとするなら、権力をつきとめようとする言説は、どのようにみずからを展開すればよいのか? 下手をすると、権力論は、いつまでたっても権力へと到達することのない、失敗した漸近の試みとして、無益な言説を積み重ねることになりかねない。

権力が、かならずしも単純な対象化の言及を許さない、とすると、権力論はそれに応ずる文面上的工夫を要するであろう**。そのために展開は、別に行なうとして、ここでわれわれが目にしたのは、ルール(の複合)が権力を制度化する可能性である。ルールは、複合するために、言及作用のようなことばの本来的な性能のたすけを借りるが、その1つ、ぼろぼろ、権力は、ルールの(それゆえ言説の)複合と配列において、自らの制度的な実現を見出すものらしい。権力と言説との相互関係を明らかにするものとして、ルールの概念はまことに集中的な関心に値する。

** たとえば Foucault の考古学(archéologie)の文脈は、権力の言説への(反)作用を、彼の発語行為の現在へと及ぼさないよう、遅延と迂回の試みであると、考えられよう。権力の言説への(反)作用は、その当時はたらいにいたものとして固定され、遅延の言説の配列=編成——集約体——のうえで、後分後科学的批判によりて針刺され、発語されていく。この作業は、権力を包蔵するルールの複合に對し、遅れや、こぼれゲームである、とみられよう。

権力とは、空間のいたるところに遍在する、社会のもっとも基本的な可能性のひとつである。それは、さしあたり、(i)ひとつひとつのあいだで集約的(collective)に作用し、(ii)ひとつひとつの了解を経由し、(iii)最終的にはひとつひとつの身体上に拘束をおよぼす任意のものである、とおおまかに考えよう***。権力は1個の(あるいは多量の)円環をなしつつひとつひとつの身体に即時(real time)にはたらく、無定型(amorphous)な作用である****。

*** 「ひとつの了解を経由する」とは、ひとつか、然るべきルール(の体系)の内的視点をとりうることを、いみしている。ひとつひとつが一樣なルールに従うなら、了解は形式化され、了解の円環を通じて作用する権力も一定の成型を施されよう。しかしながら、一般にひとつの了解が、ルールに従うことと無関係に、彼ひとりの場面の権力によって、活動することかできる。制度化にかかると以前の権力のはたらきが無定型である理由は、ここに存する。

**** 権力は、ときに命令というかたちで、特定の人物のあいだで行使される言語的な発語のようにも思われよう。且かに権力過程は、多く言語的な命令を含む。しかし、すべての言語的な命令が権力に参与するわけでもなく、また、権力過程のすべてが言語的な命令のたたちをとるわけでもない。言語的な命令が「実効的な権力過程の一部」としてはたらくためには、命令の背景にひびかる発語の文脈(context)が一定の条件をみたしていなければならない。むしろ、言語的な命令表現がとられるが否かに関係なく、こうした文脈的な条件がみたされているかどうかのほうが、権力の作用にとっては本質的である。権力が、言語とは独立に、上述(i)~(iii)の属性を有する空間の作用と目されるのは、このような事情を抽象した結果である。

近代の(政治)権力論は、成型され制度化された可視的な権力——法的な装置としての國家権力機関——としての権力を扱うことを、専らにしてきた。明確に成型され制度化された権力の起源は、古

代帝國期にさかのぼる。これら帝國の社会空間は、ちょうど Hart の発達した法の体系のモデルにおいて、1次ルールに対して複雑な2次ルールが屹立するのに似て、(可視的な)権力が作用しない原基的な社会関係の領域——(大)変換ないし親族集団——に對して、権力行使のために編成された権力機関が臨む、という構構をとっている。こうした権力機関は、すでに可視的な法、命令、……などさまざまな言語形象とともに組みあがっている。したがって、このとき以来、権力(機関)の作用を記述-分析するための(政治)権力論の用語や概念は、記述-分析の対象である権力(機関)の作用と予定調和的に同調することになったのである。このような権力記述の方法論によれば、原基的な社会関係の領域における権力の様相であるとか、可視的な言語形象とともになぬまぬま“異様に”編成された空間における権力の作用であるとかは、描ききれない*。

* たとえばわれわれは、例の Samoa 社会における権力分析の困難について、思いをいたしてみればよい。

そこでわれわれは、空間には無定型なままの権力が、作用素として^{びん}瀰漫している、と考えよう。そして、それが自らを可視的とし、制度的な権力機関へと編成するために、ルールの複合へと着床する、と考えてみよう。権力の発現が電位差のようなものを要するとすれば、ルールの複合はその電位差を成型するためのコンデンサのようなものである。1次ルールと2次ルールのあいだの落差に、この電位差のごときポテンシャルが生まれる。

1次ルールと2次ルールとのあいだに、なにゆえ、またいかにして、権力の発現すべき電位差が蓄えられるのであろうか?

いま、責務を課す1次ルールと、その不確実性に対処する2次ルールとをならねる、ルールの複合が存する、と想定しよう*。これは、もっとも単純な法の体系である。責務の1次ルールは、この空間内のすべてのひとびとを巻きこむ(はずの)ゲームのルールである。2次ルールは1次ルールに言及し、1次ルールを可視的な法のみたちで示している。

** 2次ルールにもとづくゲームは、かならずしも当該空間のすべてのひとびとを巻きこむものではない(とくに、権能を付与するルールの場合)。われわれはこの2次ルールにもとづくゲームを、審判のいるゲームに似せて、何人かの judge が遂行しているもの、と考えよう。彼ら judge は、1次ルールの不確実性に対処しようとする2次ルールに内属している。2次ルールのなかには、judge に権能を付与するルールもあるが、これは不可視のまま主題化されていない。

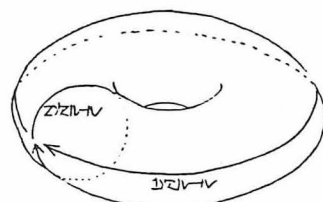
このような場合、2次ルールの存在は、空間の内部に、可視的に権力が作用する部分的なルール環——権力体——を結晶することになる。これは通常よくみかけられる現象であるので、自明と受けとられやすいが、その理路をよく検討しなおしてみる必要がある。

一般に、ルールとルールとが抽象的に関係しあうだけでは、なんら権力を生じうべきポテンシャルは蓄えられない。たとえば、(Wittgenstein のいういみでの)論理学は、1次ルールを記述するという2次ルールにもとづくゲームであって、もとの1次ルールにはいかなる(反)作用をも与えない。2次ルールがもとの(1次ルールにもとづく)ゲームを拘束するようにみえるのは、錯覚であった。このように、2次ルール(にもとづくゲーム)であって、もとの1次ルール(にもとづくゲーム)にただ外部から問答するだけのものを、超越的なルール(にもとづくゲーム)とよぶことができよう。超越的なゲームは、そこにいかなる身体を内属させるかか不特定なままのルールであるという点で、抽象的である。超越的なルール(にもとづくゲーム)がさらにつぎつぎと累加していった、抽象的なルール(にもとづくゲーム)の鎖列をあらぬ方向へのぼすことも、考えられないわけではない。

これは、Russell の階型理論の場合を想起させる。

法の体系におけるルールの相互関係は、しかしながら、このように抽象的なものではない。その理由は、①法の体系の1次ルールが、すべてのひとびとを内属させる社会ルール、なかんづく義務を課すルールであること、および、②2次ルールにもとづくゲームのルール環が、権能を付与するルールによって張られていること、の2点に絞られる。法の体系の1次ルールにはすべてのひとびとが内属する（ということになっている）。2次ルールはそれを前提する。1次ルールがすべてのひとびとに従われるかどうかは、事実問題であり、1次ルールのとにたつ2次ルールのもとで、いちおう事実問題として主題化される。しかしそれは、2次ルール（にもとづくゲーム）が、あらかじめ規範的にふるまうための前提にはかならない。こうして2次ルールは、当該の社会空間が1次ルールによってみだされていると前提するほかない。——この結果、2次ルールにもとづくゲームは、1次ルールにもとづくゲームと、具体的な関係にはいることになる。2次ルールは、権能を付与された一部のひとびと（judge）によって、担われよう。しかし彼らは、すでに1次ルールによって定められたひとびとのあいだから、選びだされなければならぬ*。1次ルールから2次ルールへ、またさらに上位のルールへのびていく連鎖は、ルールの相互的な関係としては、抽象的であり、いわば「直線」に並びていくと考えることができる。なぜなら、ルールをルールとしてだけ顧慮することにおいては、おののルールに内属すべき諸身体の実体性は、捨棄されているからである。けれども、ゲームの相互的な関係として、われわれの1次ルールと2次ルール（あるいはさらに上位のルール）を考察すると、それは、直線に並びてゆくとはいえず、2次ルールにもとづくゲームは1次ルールにもとづくゲームのほうへひきよせられ、大きく屈曲させられているとわかる。これをたとえて示せば、〈図12〉のようになる。

* さきにわれわれが考察した、審判のいる草野球の例では、審判はどこからか忽然とやってきた。2次ルールを担う身体——審判——は、1次ルールを担う身体——プレーヤー——と重複しない。審判はただ、野球のルールに通じていることが求められているだけである。これに対して、法の体系は、社会ルールを1次ルールとする。社会ルール——すなわちの身体をまきこむルール——の judge は、草野球の審判ではありえない。



〈図12〉

何らかの社会ルールを1次ルールとし、これに関連する、2次ルール（あるいはさらに上位のルール）の連鎖を、ひとは任意に（抽象的に）考えることができよう*。しかし、ルールの連鎖はどこまでも後退していくことはできない（ようにみえる）にせよ、それらルールにもとづくゲームを担うのは、この社会空間に存在してある、有限のひとびとにはかならない。これらゲームは、ひとびとの身体をめぐって、互いにおりあわねばならぬ。この結果、法的ルールの体系にともなう一連のゲームは、諸身体が散在であった社会空間に特有な屈曲を与え、これを「権力の多様体」として実現する。

** このようなルールの連鎖の抽象性は、それらルールが言語的な構築物として表現されているという事実によって、さしあたり言語化されている。

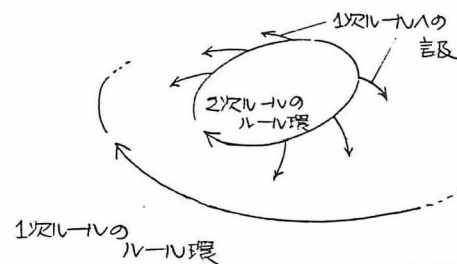
屈曲した社会空間を支配する複言語ゲームの特徴的な様相に注目すべきである。複言語ゲームは、語るにおいて語らる、互いにつかのルール（にもとづくゲーム）の複合として、さきに定義された。1次ルールを社会ルールとする法の体系において、これら複数のルール（にもとづくゲーム）は、ある身体の上では、重複する。この身体は、下位ルール（にもとづくゲーム）と上位ルール（にもとづくゲーム）とに、多重に内属しなければならぬ。2次ルールを担う judge らをみよう。彼らの身体

は、もともと1次ルールに内属していたはずである。そして、彼らに権能を付与され、2次ルールのルール環を張ったのも、この1次ルールへの内属は解除されなければならないはずである。1次ルールと2次ルール、この2つのルールは judge の身体上で交叉し、その身体を両断する*。法の体系において、1次ルールと2次ルールとは、かならずしも矛盾するものではないが、judge の身体が2次ルールに内属している限り、彼の身体は1次ルールに内属しているわけにはいかない。2次ルール（にもとづくゲーム）は、1次ルールの不確実性に対応しようとしているのであり、まさに1次ルールに内属している（と見られる）身体を一律に問題視するものだからである。judge は、彼のふるまひにおいて、自らの身体が1次ルールに内属しているという「事実」を没却せねばならぬ。こうして、2次ルール（にもとづくゲーム）を担う身体は、「非現実」的色彩を帯びる**。

* 1次ルールと2次ルールとは、たしかに judge の身体をとりこいでいるにもかかわらず、相互のあいだでは疎通性がない。2次ルールの内的視点によれば、1次ルールに内属する自らの身体は発見できず、1次ルールの内的視点には、2次ルールにもとづく営みを如実にしる権能が与えられていない。かつて橋本 [1978] [1979] [1981] が「非人称による発話」として別出しようとした、法的発話の主体の特異身体性は、法の言語ゲーム理論によって書きかえてみるならば、ここで指摘したような1次ルールと2次ルールの交差として解明はしうるであろう。

** 事実問題として、judge の身体は双方のルール（にもとづくゲーム）に内属しているはずであるが、どのルールの内部でもそれを確認することができない。二から身体が「非現実性」が効果される。法の体系の内部では、非現実的な身体が存在がむしろ一般的な通念となり、身体を両断するふるまひの指形式がむしろ身体より実在的なものとみなされる。「役割」などの如き社会学的概念は、権能を付与された指々の上位ルールが身体に効果する切断を、そのまゝ要素的な記述概念にとりいれたものと考えられる。制度的な役割の概念系列は、複言語ゲームとルールの概念によって書きかえることができるだろう。

2次ルールは、1次ルールへ言及することによって1次ルールと関係しながら、内属する身体を求め、このルール環を、すでに1次ルールにもとづくゲームがその上を張っているところの当該の社会空間——諸身体が散在する全域——のどこかに着地させようとする。ここでまず、第1に、2次ルールは、1次ルールとびつたり重なるように着地することはい



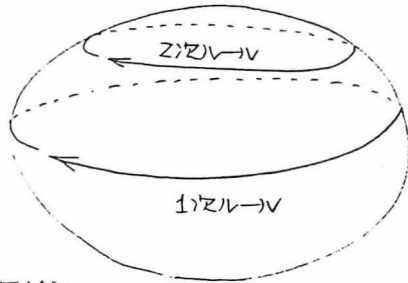
〈図13〉

けない。2次ルールは、特種的なゲームの遂行者として少数の身体を下属させるだけであるから、このルール環は1次ルールのものよりはるかに小さい。2次ルールのルール環は、その外に多くの身体を余している。それら余された、2次ルールにもとづくゲームに関して無権能な身体のうちを、2次ルールにもとづくゲームによって備給された1次ルールへと向かう言及（法的言説）が、流れゆく。このような言説の流れは、権能を付与された諸身体がなす（2次ルールの）ルール環から、1次ルールのルール環のほうへ向かうのであり、その逆ではない。

第2に、2次ルールは1次ルールと（judge の身体上で）交叉しなければならず、したがって、1次ルール環から2次ルール環への連続的な拡張可能性は絶たれていない**。1次ルールにもとづくゲームと、いわれわれの考察する、1次ルールと2次ルールの複合にもとづくゲームとは、質的に異なるゲームであって、1次ルールからの類推のみによって、この複合的なゲームを理解することはでき

ない。之れゆ之れゆの法の体系のもとでは、2重のルールは空間を屈曲させて、〈図12〉に示すごとくトラスをなすものとして描かれたのである。

*** これに対し、論理学は、同様121次ルールに内属する2次ルール(にちとづくゲーム)でありながら、1次ルールへの連続的な変形可能性があるように理解される。論理学は、1次ルールに随順する身体を、没却するがかりにまたに手許にとどめおき、之れを言説に変換する操作であるから、1次ルールと論理学とは、〈図12〉のトラスのかわりに、〈図14〉に示すごとくデラスとして、社会空間を成型すると描かれる。



〈図14〉

た身体のみによって成立しているから、1次ルールに内属した言語の用法に支配されない言説を生産することかできる。法的に効力ある言説を生産する装置としての、この2次ルール環は、1次ルールの側からの‘磨礫’を受けずに2次ルールの内部で‘加速’できるという仕組みで、言説の1種の高エネルギー状態(電位差)を実現する。

この高エネルギーの2次ルール環が、専ら効力ある法的言説をうみだし、之れとともに、権力のもっとも主要な徴候であるところの、非対称(asymmetry)を安定的に生産しつづける。上述のようなルールの複合(にちとづくゲーム)は、権力のもっとも単純な制度である。――

*

権力の制度としてのルールの複合と、法的言説の布置関係とについて、さしごとに考えるべきである。

ここまでのやや錯綜した試験的行論を、ひとまず整理しておこう：

- (1) 社会ルールを1次ルールとする2次ルールにもとづくゲームは、すでに1次ルールによって全場が秩序づけられている社会空間のなかで、ある具体的な位置関係をとらなければならぬ。
- (2) 2次ルールは、1次ルールへの言説を通じ、2次ルールに内属する身体におけるルールの相互関係を制約として、1次ルールと関係する。
- (3) 論理学(あるいは記述のゲーム)の場合、1次ルールと2次ルールとは、空間の内部で相互に移行可能である。
- (4) 法の体系(あるいは権力のゲーム)の場合、1次ルールと2次ルールとは、空間の内部で相互に移行可能でない。
- (5) 法の体系における2次ルールは、1次ルールの言語の用法に支配されないで、効力ある法的言説を専ら生産する*。
- (6) 2次ルールから1次ルールへ達する法的言説は、その効力を喪って、たんに2次ルールの内的視点のみを空間に行きわたらせる。

* 2次ルールにもとづくゲームが、実際どのような経験であるのかは、当事者だけのしるる自体的な秘密である。1次ルール(のみ)に内属するひとつとは、2次ルールのルール環からうみだされる言説の産物(output)を、たんに断片として示すのみである。

このうち、(5)、(6)について、さらに説明を加えなければならぬ。あるタイプの社会ルール――義務を課すルール――に、2次ルールが追加することにより、法領域が成立している。法領域の帰徴とは、“(法がこれこれであるゆえに)これこれの事象が出現す(べきである)”という種類の発言が、その内容とありの事実を、社会空間のなかに出現させるようになることである*。ここに法の中核的な経験――言説の非言説(出来事)に対する優先――がこめられている。

* 発言が先行し出来事が後続するという事態は、しかし、単純な約束や、予言、予知のたぐいとは異なる。約束の場合には、発言と出来事(履行)とは2つの事象でありながら密着しつづけており、後者では、発言と出来事とは蓋然的に関連するにすぎない。これに対して、法領域における、発言にもなる事象の出現は、発言の効果(effect)として即座にもたらされるものである。

このような法の効力は、どのような性質のものであるか？
効力ある法的発言は、2次ルールのルール環内部でなされる*。2次ルールにもとづくゲームは、社会空間に関して言及しつづける法的言説によって充たされている。言語は本来、行爲(なれし世界)の識別性――言表の相互的な差異にもとづいて行爲(なれし世界)を之れと別れだけの理差に分割する性能――をなすものである。法的言説は、これに加えて(1次)ルールへの言及も含み、1次ルールの可視的変形態を有している点で、1次ルールにもとづく言説と区別される。2次ルールのもとで、法的言説の諸々の個別的な言表は相互に反照＝連環しあひ、全体としてひとつのtextureを織りなす。個々の法的発言の効力は、まずこの全体的なtextureにおいて与えられる。しかしこの効力は、まだたんに、ルール一般としての2次ルールに内属しているひとつひとつが、信憑しうだけのものだ。

*** 誰が2次ルールに内属するか、すなわち、2次ルールのルール環の固定をめぐる「不確定性」については、すでに2次ルールを異加させて対処することや考えられる。しかしこの対処の回復は、不確定性を抹消する途徑はなかった(Lp.44)。(権力を付与されたひとつの)2次ルールのルール環の固定は、その外から承認のルール――法的言説の供給源としての2次ルールが、1次ルールを含む空間の内に通切に埋めこまれる仕方――によって、なされるのである。

法的発言の効力が発現するのは、2次ルールと1次ルールとのあいだ、2次ルールの内部で出現した法的言説が、1次ルールだけしか支配してはいない空間へ到達する仕方で、である。2次ルールが法的言説をうみだしつづける饒舌さにあふれているとすれば、1次ルールは、沈黙において際立つことになる。なせなら、1次ルールにしたがうひとつとは、みずからのしたがうルールに言及することを(定義上)しらないのだから***。この沈黙は、紙面であつて、2次ルールの供給する法的言説によって、自らを理解する。さらにひとつは、1次ルールに内属する彼らゆするまじに、法的言説としての表現と与えるようにまでなると、2次ルールは1次ルールの模態に変化を生ぜしめたと、言えるであろう。このように、1次ルールにもとづくゲームが法的言説としての形態をまといはじめるとき、その反作用において、法的発言の効力が、現実に発現している。この効力は、2次ルールの不確定性が蔽われてはいる限りではしか発現しないが、2次ルールは1次ルールに対して、2次ルールの内的視点を提示するのであるから、少くともこの2次ルールと1次ルールとの間においては、2次ルールの不確定性が露わとなることはない。

*** 1次ルール(のみ)に内属するひとつとは、とくに論理学者としてふるまい、自らの行爲を支配するルールに

ついでに言及し、これを話題とするかもしれない。しかし、それが「義務を課するルール（にもつづくゲーム）の環境として行われなければならない」とは、法的言説としては沈黙に等しいであり、（法の体系の）2次ルールを形成することはない。この種の言説は、法的効力を生み出さない。法の体系は、論理学ではないのである（→p.49(3)(4)）。

2次ルールは、法的言説の秩序を構成する。法的言説——社会空間のうちの法領域に関わる言説——は、総体として単純な算法（algorithm）の集積からできているのでもない。（これゆえ、法的言説の効力を、前提から論理的に導出される帰結の効力、と考えるのは、適当でない。）また、法的言説の効力が、まったく言説の圏外に想定される「実カ」の行使の可能性に由来する、と考えることもできない。そうではなくて、それは、（1次ルールに問題する）2次ルールのルール環のなかで、創発的に、2次ルールに内属するひとつのふるまひにおいて、出現してくる。

1次ルールに（のみ）内属し、2次ルールのルール環からは除外されているひとつとが、上のように2次ルールのルール環から出現してくる法的言説（の断片）を参照し、あるいは反唱し、あるいは改作しつつ語る時、これらのひとつとはなれないみでの（法）言説をのべていることになる。2次ルールとの関係において1次ルールを生きる、法の体系に内属するほとんどのひとつにとつて、このような（法）言説は、欠くことができないものである*。（法）言説は、2次ルールの内部で捉えられ位置を占める法テキストや判例など、法的言説の権威ある語形態に対し、その語野を構成する。

* 権利意識をもち、権利の名のもとに自らの正当性を主張したりすることは、ここでいう（法）言説にかけられる、法的言説の一角とみなす。

一方で（沈黙の淵にしずむ）1次ルールを内に包みこみ、もう一方で法的言説を秩序づける2次ルールとの関係においても営まれる、当該の法の体系を生み出すひとつのふるまひは、上のようなみでの（法）言説によって、充たされおあわれまなければならない。ひとつの身体は、紙然たる1次ルールの上にも、2次ルールの上にも裸りきらないで、法的言説とともに1次ルールと2次ルールとのあいだに居るのである（→p.47<図12>）。法的ルールと法的言説とひとつの身体、かかる配置の事実性——これをしも、法の体系における権力の制度化、とみなすことができるであろう。制度化された権力の可視的な様相は、この、一連の法的ルールとそれをつなぐ法的言説とによって成型され被覆された集合的な身体の配列——権力の多様体（manifold）——に、現われている。まず可視的な法的言説を把握し、そこから一連のルールを復元することを通じて、諸身体の場所論的な配置を記述・確定することで、空間の権力的な編成の様相をつまとめることができるはずである**。

* この企図にとって、断片的に重要であるのは、Hartが1次ルールと2次ルールを識別することで先導を付けたように、ひとつの1と包みの総体（複言語ゲーム）から、いくつかのルールをうまく剝離してとりだすことである。

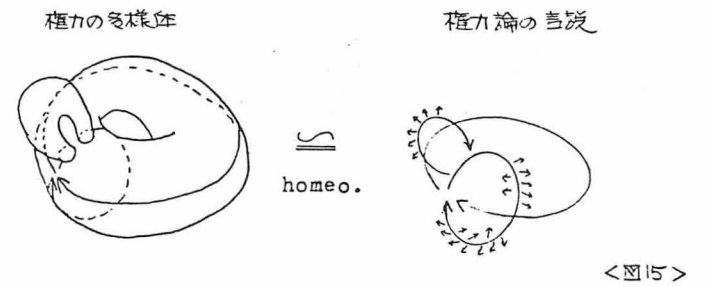
以上の考察は、権力論が当面獲得すべき文脈について、示唆を与えよう。

権力論は、（Wittgensteinの言う11みでの）論理学としての性能を（も）とらえなければならぬ。論理学は、記号使用とその不可視なルールとの複合的な体系である数学を、記述するゲームであった。法の体系も、法的言説（の使用）とその不可視なルールとの複合的な体系である以上は、それを記述するゲームのなかで、同様に、その秩序が明らかとなるはずである。ただし、法の体系を記述しようとする場合には、単純な論理学の場合とは異なった事情の存すること、注意すべきであろう。なせならば、法の体系の内部には、もともとはじめから、1次ルールに言及するといったかたちでそれを「記述」する言説がある。また、2次ルールの内的視点をとりながら1次ルールのふるまひを法的言説

において展開する、ひとつの営為もある。その直接の表明は、法言説であった。法の体系は、これらをも含めた全体なのである。

権力論が、法の体系に対する記述的な努力として成功するためには、それがこのような法の体系と対等（equivalent）する、もうひとつの言説の体系である必要がある。したがって、権力論は、法の体系に内属する言説——法制度論や法言説——に内属したり、それと対等であったりするのではない。権力論は、これらに問題し、これらを引きつづき、これらの中の視点を自らにそのままひきつづけてはならない。またこれらのすべてに対して外的視点をとる、客観主義の文脈をとることもならない。権力の多様体を一挙に視界（perspective）におさめる視点をとることは、これももも可能ではない。内的視点と外的視点を交錯させながら、ルールとルール環の輪郭をたしかめ、権力の多様体と位相同型（homeomorphic）な言説の体系を、用意すべきである。

権力論の、論理学としての記述的性能は、このように権力の多様体との位相同型性によって保証されると考えられるにもせよ、権力論が記述のゲームとして完結できる（すればよい）という想定には、なお留保が必要である。われわれの理



解によれば、権力とは、〈性〉〈言語〉とならば空間の基本的な作用素であって、元来、非言説の及

たるものである。たしかに権力は、自らを制度化するために法的言説を動員し、権力の多様体のかたちをとるとして、権力の作用そのものは、より広い社会空間にひろがっているのではないだろうか？ 権力の多様体——それ自体、法的ルールと法的言説とへむかって抽象されたものである——が、社会空間のなかに事実的に埋めこまれる仕方、社会空間が権力の多様体へと凝縮し結露する仕方が、むしろ権力論の本質的部分としてのとされているのではないだろうか？ もしもこれを権力論の課題とするならば、それは<図15>に示されるごとき、権力の多様体に関する微分幾何学的努力においては、埋めこまなければならないか？

このような疑問は、つまるところ、権力論が、権力のつとに非言説に対して言説をもってたちむかうという自らの逆説を、どう理解しどう組みとめるか、という困難なポイントにかかっている。権力は、言説の外から作用し、言説を抱き上げ、ときに言説の効力を台無しにしてしまうが、これに対し、権力論はどのような対抗措置を講じうるか。Foucaultの「考古学」は、このような対抗措置のひとつの可能性であった。それは巧妙な権力論の文脈であるが、その文脈にもなる犠牲（欠点）をも負っている。私は、あらたな文脈の可能性をさぐるため、一方では（<日本>の）権力分析を借題してみた。これは一般に、権力が言語の基本的なはたらきに、どこまで作用することかできるか、を考察することを目的とする。もう一方では、「聞く（語）言説」という文脈上の可能性を、着想し、考慮しつつある。これは、言説と非言説との相型と角逐とを、言説の語システムの相型と角逐とのかたちで再現し、空間に対する記述的な性能を獲得しようとする試みである。しかしこの記述の方法は、同時に空間における実践としても、逆方向に之のまま適用する。すなわち、この文脈のもとの、言説にかかわる言説のシステムと非言説にかかわる言説のシステムとの争闘が、そのまま空間にたしかえられて、この文脈による言説のシステムとこの文脈によらざる非言説のシステムとの争闘として、結

果する（のではないか？）『闘う（類）言説』と称するゆえである。言説の言説としての性能モデルに活かし、言説の言説行使としての遂行に懸ける任事としては、言説に可能なことの上限はこのあたりではないか、とみつもられよう。

文献

Hart, H.L.A. 1961 The Concept of Law(Clarendon Law Series), Oxford University Press. →1981 reprint. 紀伊国屋書店。=1976 矢野龍渓 図説訳。『法の概念』、みすず書房。

橋爪 大三郎 1978 「〈言語〉派法理論：要綱」、(未発表)。
 ———— 1979 「〈言語〉派法理論：略説」、『ソシオロギス』3:112-115。
 ———— 1980 「言語ゲーム論考」、(未発表)。
 ———— 1981 「法の記号論Ⅷ」、『記号学研究』1:95-106。
 ———— 1982a 「法学における〈規範〉の所在」、『ソシオロギス』6:39-47。
 ———— 1982b 「戦後日本の正統論」、(未発表)。
 ———— 1983a 「記号の王国：〈日本〉の隆力分析」、(第3回日本記号学会大会シンポジウム報告・配布原稿)。
 ———— 1983b 「近代政治学の根本問題」、『ソシオロギス』7:120-128。
 ———— 1983c 「資本：形而上作用としての(1),(2)」、『広瀬修大論集—人文編—』、24-1:127-148; 24-2:303-325。
 ———— 1984a "NIPPON: the Realm of Signs", (forthcoming)。
 ———— 1984b 「にっぽん：記号の王国」、(未発表)。
 ———— 1984c 「論評：宮台真司 [1983] 『行為理論の再構成—規範論的視角—』」、(未発表)。
 ———— 1984d 「知識社会学の根本問題—本編—」、(未発表)。
 ———— 1984e 「知識社会学の根本問題」、『ソシオロギス』8: (印刷中)。
 ———— 1984f 「不可視の法/不可視の権力—H.L.A.Hartの法理論とその彼ス—」、『記号学研究』4:147-159。

Luhmann, Niklas 1972 Rechtssoziologie, Rowohlt. =1977 大本佳平訳、『法社会学』、岩波書店。

宮台 真司 1983 「行為理論の再構成—規範論的視角—」、(東京大学大学院社会学研究科修士論文)。

森岡 康友 1981~ 「法・言語・行為—H.L.A.Hartの法概念論の一分析—(1)~」、『法学協会雑誌』98-11:1438-1490; 99-1:52-93; 99-4:578-647; 99-8:1210-1252; 100-11:2024-2061;

落合 仁司 1983 「法と経済の社会学理論」、長尾龍一・田中氏明(編)『現代法哲学 3 実定法の基礎理論』:314-328, 東京大学出版会。

佐藤 幸治 1981 『憲法』(現代法律学講座 5), 有林書院新社。
 吉本 隆明 1965 『言語にとって美とは何か I・II』, 環章書房。

(本文・注・文献 240枚)

CN 172 HASHIZUME, Daisaburo
 ¥270- 1984-6-17